

# 近畿ブロック発注者協議会（第6回）

日時：平成25年 8月26（月）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号別館2F大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨 拶

### III. 議 事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み
2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み
  - (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
  - (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策について
  - (3) 近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組みについて
  - (4) 低入札対策について
3. 総合評価方式の導入・拡大に向けた意見交換
4. その他
  - (1) 建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて

### IV. 閉 会

#### ~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
  - 幹事会配席図、出欠票
  - 資料-1      ブロック協議会の経緯と取り組み
  - 資料-2      公共工事の品質確保向上に向けた取り組み
  - 資料-3      建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて
  - （別紙1）    入札契約制度調査結果資料（府県政令市）
  - （別紙2）    市町村向け 総合評価実施 参考事例（案）
  - （別紙3）    「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置
- ~~~~~

# 1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨
- (2) これまでの経緯
- (3) これまでの取り組み概要



平成25年8月26日



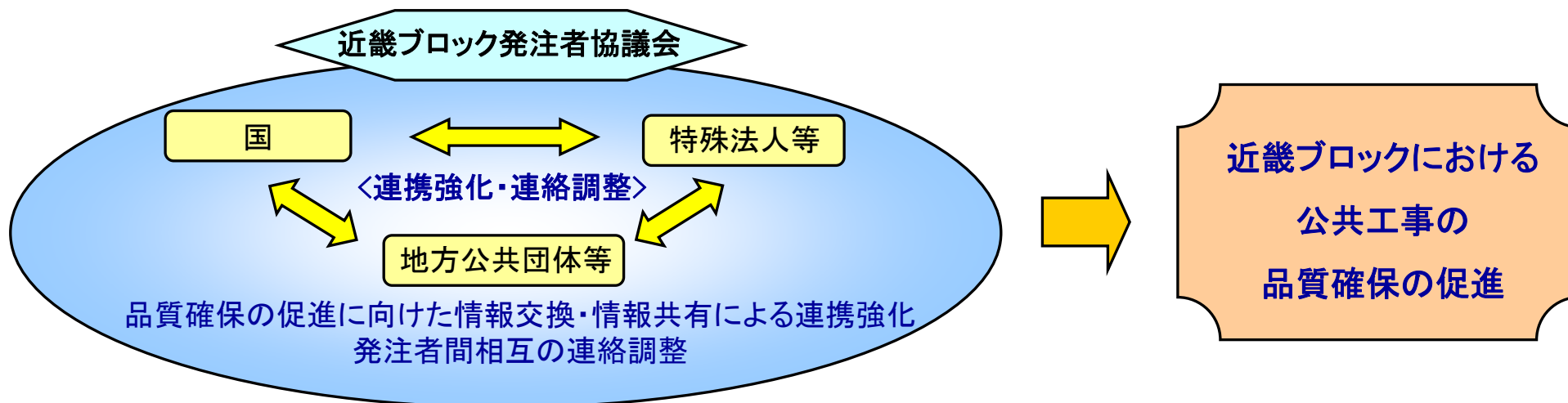
# (1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

## 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

## 発注者協議会の役割





# (1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

## 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

### ■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、  
近畿中部防衛局、大阪高等裁判所、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方整備局

### ■地方公共団体【 24機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、  
※各府県代表市町村(福井市、池田町、近江八幡市、愛荘町、向日市、井手町、摂津市、千早赤阪村、多可町、御所市、斑鳩町、  
岩出市、上富田町) ※平成25年5月末時点で、各府県市町村会長自治体による構成

### ■特殊法人等の支社等【 17機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、  
(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、  
(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、  
(独)日本万国博覧会記念機構、(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

連携

全 55機関

各府県地域発注者協議会



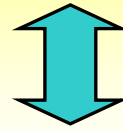
# (1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

## 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 55機関



幹事会

連携

## 各府県ブロック協議会

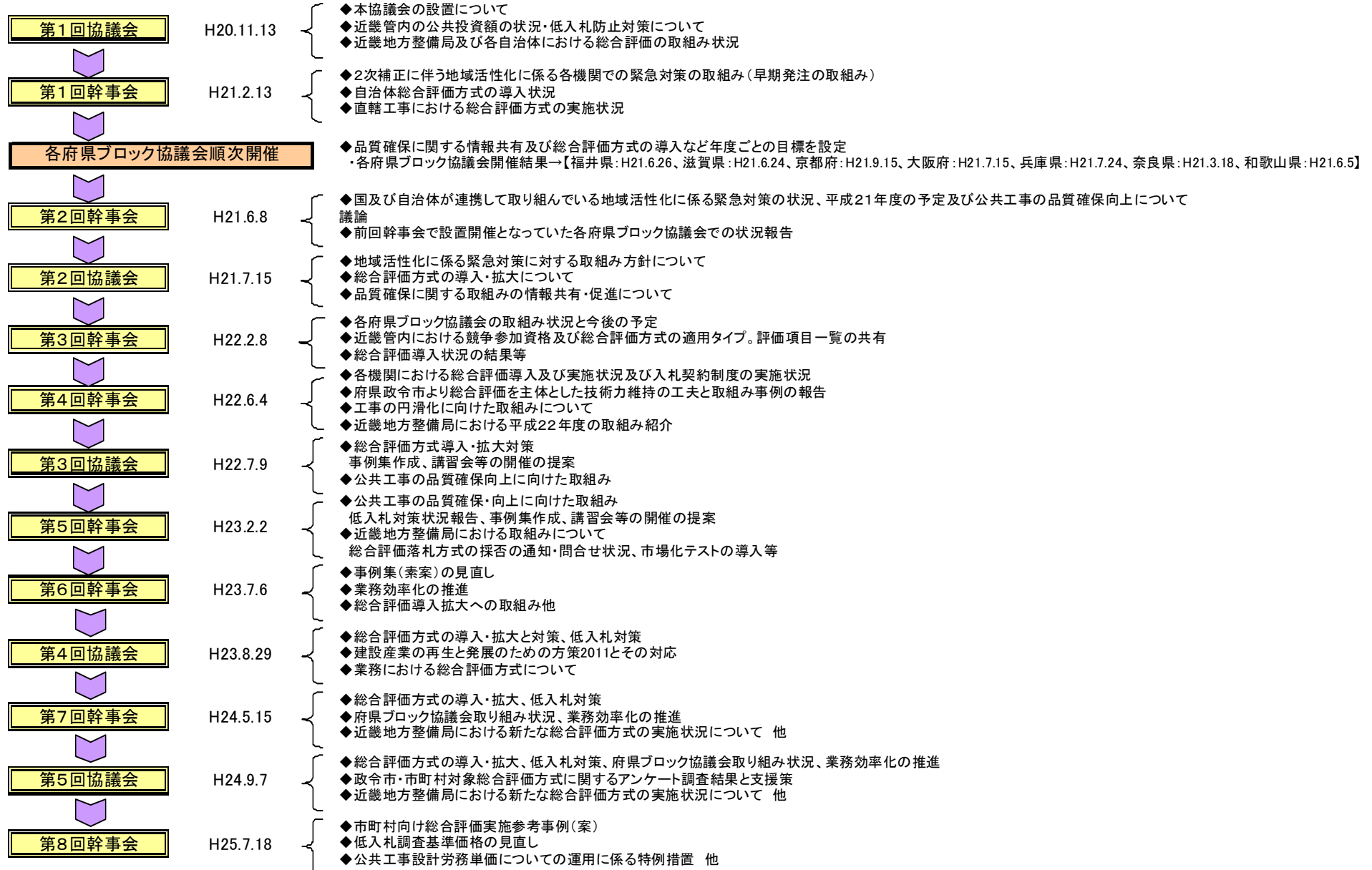
- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



# (1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

## ■ブロック協議会の経緯





## (2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

### 1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

### 2. 総合評価方式の導入・拡大及び運用の改善

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

○受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用

### 3. ダンピング受注の防止の徹底等

ダンピング受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

○調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

### 4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

○調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表

○予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう事前公表の取りやめ等適切に対応。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について  
(平成20年3月31日)総行第38号・国総入企第35号による

※下線は「適正化指針」改正(平成23年8月9日閣議決定)の主な内容による



# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

### 目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

### 入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

### 全ての発注者に義務付ける事項

#### (1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）

#### (2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

#### (3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

#### (4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

### 各発注者が取り組むべきガイドライン

#### (1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

#### (2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
  - ・不良不適格業者の排除
  - ・ダンピングへの対応
  - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

#### 「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

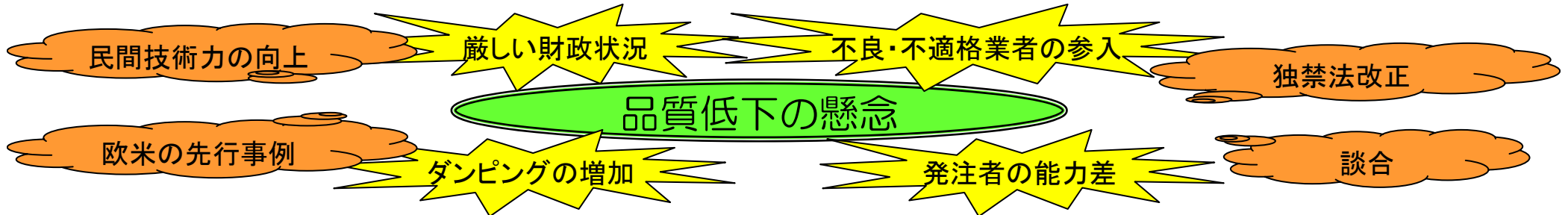
<平成13年度の入札・契約から適用>





### 公共工事の品質確保の促進に関する法律

〈法律の背景〉



### 〈法律の目的〉 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保に関する  
基本理念および発注者の  
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めることを規定

「価格競争」から  
「価格と品質で総合的に  
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする 仕  
組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる



# 公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

## 1. 総合評価方式の徹底

### (1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

### (2) 地方公共団体の調達

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底した上で、以下の施策を推進。
  - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
  - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

## 2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

### 1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

### (2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

## 3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

### (1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

### (2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進

## 4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

## 5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について問題となる行為が認められた場合には公正取引委員会により厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

## 6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



## (2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第6回)

### 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容 (H23年8月9日 閣議決定)

#### 公正な競争の促進

- 「地域維持型契約方式」の導入
  - 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
    - ・ 包括発注(一括契約や複数年契約)や、
    - ・ 地域維持型JVによる受注の仕組みを導入。
  - 地域維持型JVは、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価落札方式
  - 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
  - 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
  - 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
- 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
  - 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
  - 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

#### 透明性の確保

#### 不正行為の排除

- 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
  - 調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表。
  - 予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」を導入。

#### 適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

#### その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。



### ○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

#### 低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

H25.5～ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
<u>一般管理費等 × 0.55</u>		

#### ※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



### 1. 総合評価方式の導入・拡大

#### ◆取組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

#### ◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%
- ④府県の工事発注金額に対する総合評価方式導入率 目標導入率:50%【平成24年度設定】

### 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

#### ◆取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

#### ◆目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

## 2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策
- (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策
- (3) 近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組み
- (4) 低入札対策



国土交通省

平成25年8月26日

## (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

---





# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注件数ベース】

H25.4時点

＜工事発注件数に占める総合評価導入率＞

◇近畿各府県において、平成24年度末実績は15%強であり、平成23年度と比較し微増にとどまっている。また、昨年度協議会目標値(20%以上)を達成した府県は、3府県から2県に減少した。

平成25年度の実施予定は17%強であり、目標を下回っている。

◆政令市において、導入率低迷が継続的な課題となっており、更なる導入拡大が必要である。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成24年度 総合評価方式 実施件数	平成24年度 工事発注件数	総合評価 実施率		平成24年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成25年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成25年度 工事発注件数 (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	達成率	A	B	A/B	
近畿	福井県	274件	1876件	(14.1%)	14.6%	20%以上	73.0%	300件	1800件	16.7%
	滋賀県	76件	977件	(7.6%)	7.8%		39.0%	100件	1070件	9.3%
	京都府	200件	1344件	(22.9%)	14.9%		74.0%	200件	1344件	14.9%
	大阪府	40件	1140件	(6.3%)	3.5%		18.0%	45件	969件	4.6%
	兵庫県	83件	1905件	(4.9%)	4.4%		22.0%	80件	1900件	4.2%
	奈良県	369件	1256件	(21.8%)	29.4%		147.0%	450件	1000件	45.0%
	和歌山県	639件	2128件	(28.9%)	30.0%		150.0%	630件	2100件	30.0%
	<b>府県小計</b>	<b>1681件</b>	<b>10626件</b>	<b>(15.4%)</b>	<b>15.8%</b>		<b>79.0%</b>	<b>1805件</b>	<b>10183件</b>	<b>17.7%</b>
	京都市	25件	533件	(7.4%)	4.7%		23.0%	44件	566件	7.8%
	大阪市	1件	1762件	(0.0%)	0.1%		0.0%	2件	1334件	0.1%
	堺市	21件	416件	(5.5%)	5.0%		25.0%	30件	353件	8.5%
	神戸市	42件	928件	(1.5%)	4.5%		23.0%	36件	1111件	3.2%
	<b>政令市小計</b>	<b>89件</b>	<b>3639件</b>	<b>(2.3%)</b>	<b>2.4%</b>		<b>12.0%</b>	<b>112件</b>	<b>3364件</b>	<b>3.3%</b>
	<b>近畿合計</b>	<b>1770件</b>	<b>14265件</b>	<b>(12.1%)</b>	<b>12.4%</b>		<b>62.0%</b>	<b>1917件</b>	<b>13547件</b>	<b>14.2%</b>

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH23年度





# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注金額ベース】

H25.4時点

＜工事発注金額に占める総合評価導入率＞

◇近畿各府県において、平成24年度末実績は41%強であり、平成23年度と比較し10%以上減少しており、平成24年度新たに設定した目標値(50%以上)を大きく下回った。また、平成24年度協議会目標値を達成した府県は、3県にとどまっている。

平成25年度の実施予定は、府県による差はあるものの、平均で50%を見込んでいる。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成24年度 総合評価方式 に係る金額(億円)	平成24年度 工事発注金額(億円)	総合評価 実施率		平成24年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成25年度 総合評価方式 に係る金額 (億円)予定	平成25年度 工事発注金額(億 円)予定	総合評価 実施率
		A	B	A/B	53%	目標値	達成率	A	B	A/B
近畿	福井県	291	553	(51.0%)	53%	50%以上	105.0%	300	500	60.0%
	滋賀県	124	309	(37.2%)	40.1%		80.0%	160	340	47.1%
	京都府	90	461	(24.5%)	19.5%		39.0%	90	461	19.5%
	大阪府	265	746	(56.0%)	35.5%		71.0%	785	1391	56.4%
	兵庫県	216	1175	(35.5%)	18.4%		37.0%	200	1100	18.2%
	奈良県	309	470	(80.4%)	65.6%		131.0%	400	450	88.9%
	和歌山県	521	664	(77.9%)	78.5%		157.0%	510	650	78.5%
	府県小計	1,815	4,377	(52.1%)	41.5%		83.0%	2,445	4,892	50.0%
	京都市	144	306	(64.7%)	47.1%		94.0%	116	未定	
	大阪市	13	1,053	(0.0%)	1.2%		2.0%	未定	未定	
	堺市	23	201	(21.3%)	11.3%		23.0%	83	372	22.3%
	神戸市	84	455	(12.3%)	18.4%		37.0%	163	720	22.6%
	政令市小計	264	2,015	(10.5%)	13.1%		26.0%	246	1,092	22.5%
	近畿合計	2,079	6,392	(38.9%)	32.5%		65.0%	2,690	5,983	45.0%

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH23年度

※H25年度の予定について京都市・大阪市は未定のため両市以外の集計としている



# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、平成24年度末で71%となっており、平成25年度新たに総合評価方式を行う予定としているのは、2自治体のみである。  
◇各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

地整	府県名	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成24年度実施結果		平成25年度見込み(4月時点)		
		府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	平成23年度協議会目標導入率	協議会目標に対する達成率	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	103%	17	14	82%
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	9	35%	26	9	35%		44%	26	10	38%
	大阪府	43	15	35%	43	16	37%	43	17	40%		50%	43	17	40%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%	39	36	92%		115%	39	37	95%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
	近畿管内	215	149	69%	215	151	70%	215	153	71%		80%以上	88%	215	155

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H25. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

◇平成24年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率(協議会目標値50%)は、平成24年度末で28%(60市町村)となっている。また、平成25年4月での実施見込みは34%で平成24年度実績を上回る予定となっているが、全体的に導入率が下がってきている状況である。

◇府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体の促進のみならず、過年度実績があるが現在実施していない自治体についても継続した実施に向けての取り組みの強化が必要である。

地整	府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			平成25年度見込み(4月時点)		
		市町村 総合評価 導入割合	市町村 総合評価 導入割合	市町村 総合評価 導入割合	市町村 総合評価 導入割合	府県内 市町村 (A)	うち総合評価 導入市町村 (B)	市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)	府県内 市町村 (A)	うち総合評価 導入市町村 (B)	市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)
近畿	福井県	65%	47%	41%	35%	17	5	29%	17	5	29%
	滋賀県	73%	42%	53%	42%	19	6	32%	19	6	32%
	京都府	23%	23%	19%	19%	26	5	19%	26	6	23%
	大阪府	19%	23%	23%	23%	43	8	19%	43	8	19%
	兵庫県	44%	46%	37%	27%	41	6	15%	41	11	27%
	奈良県	77%	74%	59%	51%	39	25	64%	39	27	69%
	和歌山県	77%	53%	33%	13%	30	5	17%	30	10	33%
	近畿管内	52%	45%	37%	30%	215	60	<u>28%</u>	215	73	<u>34%</u>

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H25. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会の開催結果

### 講習会実施内容

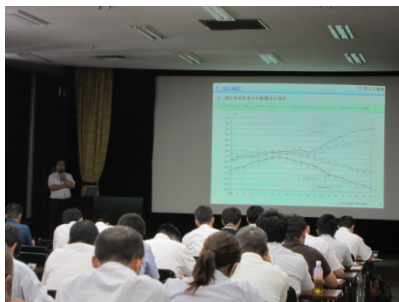
■日時:平成24年8月1日(水)10:00~17:00

■会場:大阪合同庁舎第一号館 第1別館 2F大会議室

■主催:近畿ブロック発注者協議会

■プログラム

- 挨拶 (近畿地方整備局大塚企画部長)
- 公共工事の品質確保対策について  
(近畿地方整備局 企画部 大西技術調整管理官)
- 総合評価落札方式の概要について  
(近畿地方整備局 企画部 安藤技術開発調整官)
- 公共土木工事の品質確保について  
(近畿地方整備局 企画部 和佐技術管理課長)
- 技術提案書の求め方と評価(河川編)について  
(近畿地方整備局 河川部 三上河川工事課長)
- 技術提案書の求め方と評価(道路編)について  
(近畿地方整備局 道路部 藤本特定道路事業対策官)
- 取り組み事例紹介(福井県の総合評価落札方式)  
(福井県 土木部 土木管理課 技術管理G 伊藤主任)

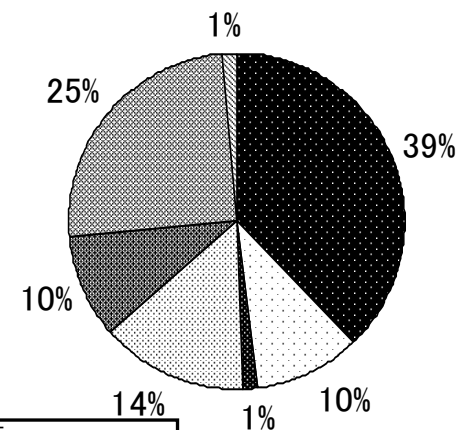


(当日参加者 80名)

### アンケート結果 (一部抜粋)

#### ◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する課題は？

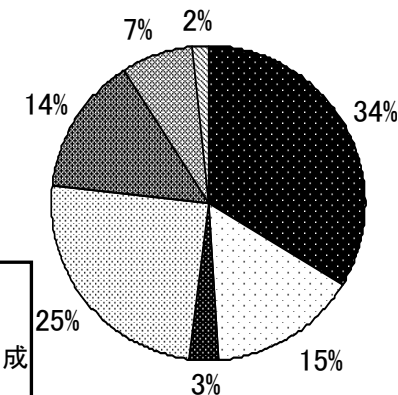
- 事務的な負担大 ……39%
- 手続きに時間がかかる ……25%
- 技術者不足 ……14%



- 事務的な負担大
- 導入効果が不明
- 無回答
- 技術者不足
- 技術力不足
- 手続きに時間がかかる
- その他

#### ◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する改善策は？

- 組織(業務体制)の整備 ……34%
- 評価項目・評価内容の蓄積 ……25%
- 技術支援体制の確保 ……15%



- 組織(業務)体制の整備
- 技術支援体制の確保
- 無回答
- 評価項目・評価内容の蓄積
- 研修・講習会の実施
- 入札説明書等に関する事例集の作成
- その他

#### ◆国・府県からの支援・要望について(主な意見)

- ・国の情報、市町村向けマニュアルの提供
- ・専門の相談窓口の設置
- ・講習、研修会の開催



### ① 平成25年度講習会・研修の開催予定

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を平成23年度から継続して、実施。(9/4予定)
- ・ 総合評価方式を主体とした「建設生産システム」研修について、平成25年度も受講生を受け入れる。また本研修を含め管内研修の内、8コース(35名)で受け入れ枠を確保している。

### ② 審査会等における職員交流の推進

- ・ 府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。
- ・ 府県ブロック協議会の開催を継続していただくとともに、講師等に国・府県職員を派遣する。



# (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 平成25年度管内研修への自治体等受入予定

平成25年度は管内研修のうち、8コース(35名)について受け入れを実施する予定。

機関別・研修コース別受講希望人数表

	福 井 県	滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	京 都 市	大 阪 市	神 戸 市	堺 市	亀 岡 市	向 日 市	八 尾 市	尼 崎 市	加 古 川 市	水 資 源 機 構	阪 神 高 速	本 四 高 速	大 阪 広 域	合 計	受 け 入 れ 枠	備 考	
建設生産システム (監督員級)						1	1	1	1	1					1					1	7	5		
道路管理								1	1	1			1	1	1							6	5	
港湾事務・技術者			1		1		2															4	2	
建設生産システム (事務所係長級)							3								1							4	5	
電気通信技術(上級)			1																			1	3	
新技術・情報化施工					1							1			1							3	5	
橋梁技術			1			1	1		1						1	1						6	5	
河川管理			1																			1	5	
合計	0	0	4	0	2	2	7	2	3	2	0	1	1	1	5	1	0	0	0	1	32	35		



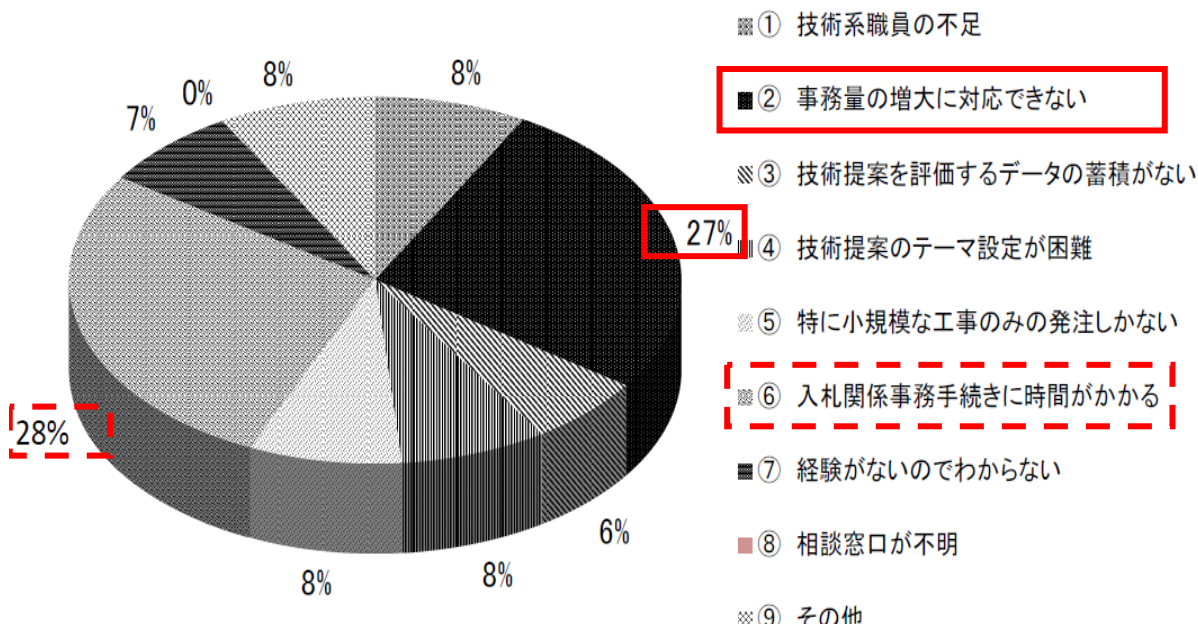
## (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策



## 総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

### 1. 総合評価方式の導入・拡大にあたっての課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 技術系職員の不足	1	1	3	5	4	4	1	19
② 事務量の増大に対応できない	5	7	8	10	7	18	8	63
③ 技術提案を評価するデータの蓄積がない	4	3	0	1	2	2	3	15
④ 技術提案のテーマ設定が困難	0	1	4	5	5	1	2	18
⑤ 特に小規模な工事のみの発注しかない	0	2	3	6	3	2	3	19
⑥ 入札関係事務手続きに時間がかかる	4	6	5	11	15	14	11	66
⑦ 経験がないのでわからない	1	3	1	4	3	1	4	17
⑧ 相談窓口が不明	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ その他	2	0	3	7	7	0	1	20



●「⑥入札関係事務手続きに時間がかかる(66回答)」、「②事務量の増大に対応できない(63回答)」との意見が多い。

- その他の意見として、
- ・「特殊な技術力を要する工事が少ない」
  - ・「実績・工事成績等の評価から特定の業者が有利になる」
  - ・「事務量増加に対して具体的な効果がわからない」
  - ・「逆転落札の合理的説明が困難」・「高い審査能力及び審査体制の強化が必要となる」
  - ・「地元業者中心の入札形態であり、技術提案のテーマ設定が困難」
  - ・「評価項目・評価基準配点バランスにより結果が異なり客観的な判断基準を設けることが困難であり恣意性が入り込む」
  - ・「技術提案評価に係る委員(電気職・機械職)の人員不足」
  - ・「市内業者限定工事がほとんどの状況で、対応できる社は限られており、当市の実態に即していない」など

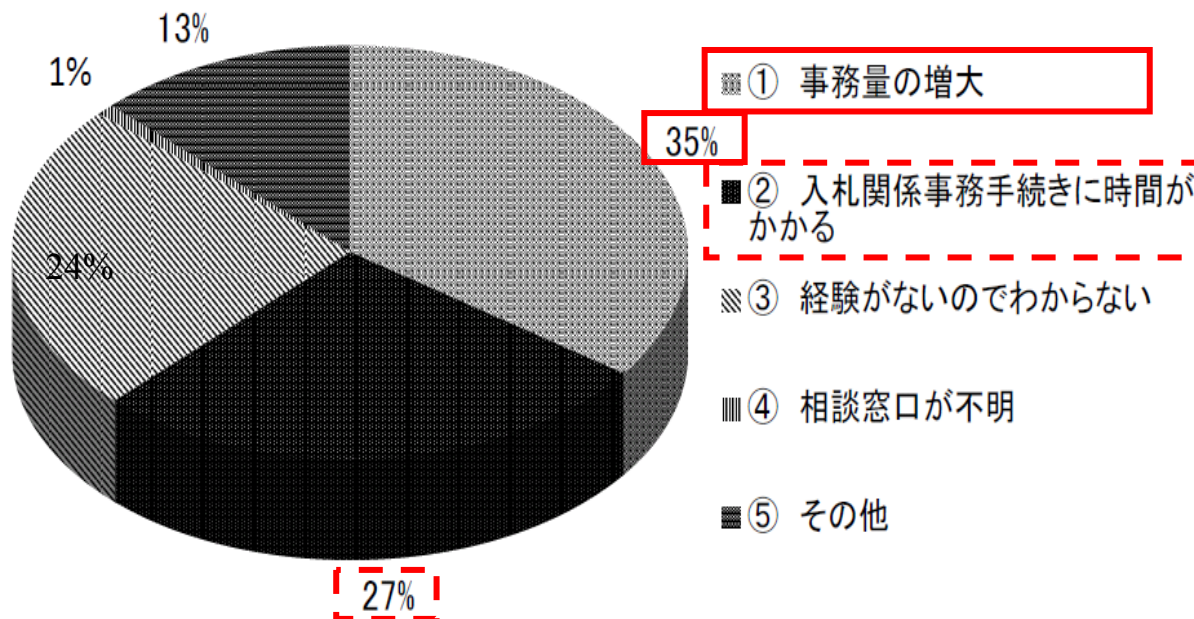




## 総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

### 2. 低入札価格調査に関する課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 事務量の増大	7	8	11	15	9	16	12	78
② 入札関係事務手続きに時間がかかる	5	7	6	14	14	9	6	61
③ 経験がないのでわからない	4	4	4	10	11	10	11	54
④ 相談窓口が不明	0	0	0	0	2	0	0	2
⑤ その他	1	1	5	7	7	6	1	28



●「①事務量の増大(78回答)」、「②入札関係事務手続きに時間がかかる(61回答)」との意見が多い。

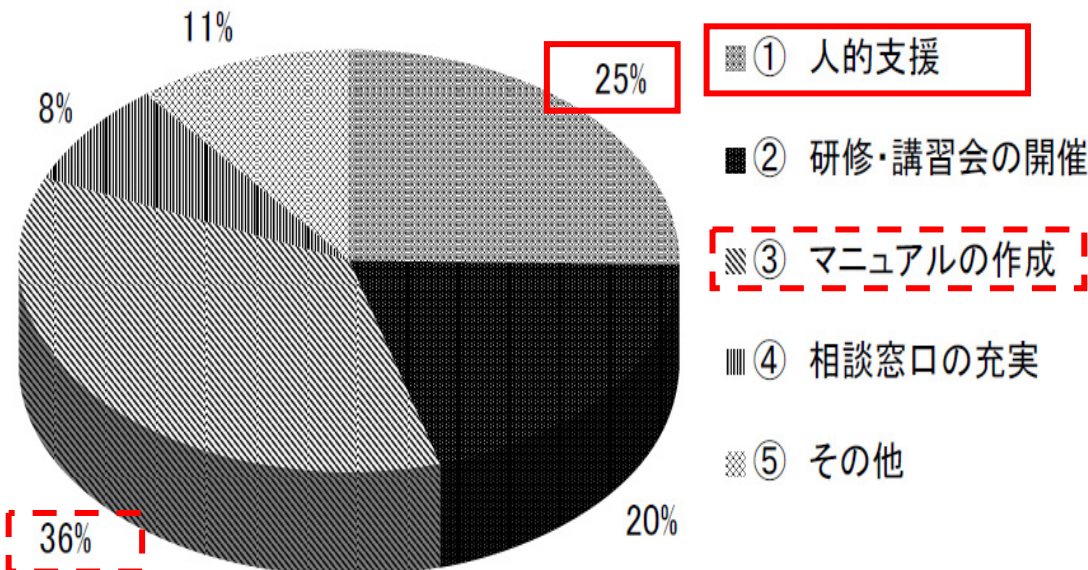
●その他の意見として、  
「事務量が膨大であることから低入札価格調査制度を廃止し、失格基準価格を設けている」  
「営繕・設備工事は下請見積が殆どであり、積算根拠となる単価が明確化できない。※当初見積を無視した価格(交渉の結果、最低限業者が必要とする金額)が存在するため。」  
「低入調査項目に係るデータ蓄積がない」  
「請負業者の段階的な資質向上が先決」など



## 総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

### 3. 総合評価方式の導入・拡大にあたって国・府県の支援について期待するもの

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 人的支援	3	4	10	9	9	15	7	57
② 研修・講習会の開催	3	6	3	11	7	7	9	46
③ マニュアルの作成	3	7	7	22	17	11	14	81
④ 相談窓口の充実	3	1	2	5	3	4	0	18
⑤ その他	5	1	6	4	5	2	1	24



●「③マニュアルの作成(81回答)」、「①人的支援(57回答)」との意見が多い。

●その他の意見として、  
 「国・県と市町では、業者の規模や実績及び発注規模・工事内容が大きく異なる点に着目した支援」  
 「運用上の諸情報の提供」  
 「技術提案に対する評価やオーバースペックの取扱いについての統一的な基準の設定」  
 「もっと簡易な制度設定としていただきたい」  
 「中小の請負業者にまで、導入効果・意義理解を促進し、浸透させる手立てを講じる事も必要」  
 「広域的な技術支援・事務代行が必要と感じている。」「入札までの時間が短縮できるようなシステム」



### 府県政令市対象の意見交換会での意見等

#### 【主な課題・意見】

- ・分離分割発注により小規模工事の増大
- ・技術系職員の減少
- ・目標達成が目的ではない
- ・低入札の事務量が負担
- ・自己申告により、技術評価を含む一定の評価基準を満足した者から価格競争で落札者を決定する、実績申告型の試行
- ・重要構造物や施工上配慮が必要な工事を対象としたい
- ・特別簡易型では企業評価は無くして、技術者評価のみとしている

#### 【主な総合評価方式の事務量軽減の方策】

- ・事後審査型の実施  
(福井県、滋賀県、和歌山県等)
- ・標準型の評価項目を減らす
- ・評価方法のガイドライン、過去の事例集を作成(京都府)
- ・学識経験者の意見聴取が無くなり各土木事務所で構成する審査会で実施

#### 【主なダンピング対策と低入調査の事務量軽減の方策】

- ・(最低制限価格を) 価格による失格基準として運用
- ・施工体制確認型の導入(福井県)
- ・特別重点調査を実施
- ・低入札の場合に技術者の追加配置を求める等、付加要件を設定

#### 【市町村における総合評価方式の導入・拡大について】

##### (取り組み)

- ・府県のブロック協議会等において導入・拡大について働きかけている
- ・府県のブロック協議会等において導入件数目標を設定している
- ・年度当初に総合評価の予定を確認、また定期的に進捗状況を確認している
- ・研修会の実施
- ・評価、審査について県がアドバイス

##### (課題)

- ・総合評価方式の効果が見えない
- ・町村では技術系職員が少ない(いない)
- ・単年度工事のため、スケジュール的に難しい
- ・工事成績を付けていない



### ■これまでの総合評価方式の導入・拡大に向けた支援の取り組み

- 府県単位で市町村からの相談窓口等の更なる支援
- 「総合評価落札方式における技術提案・指定テーマ事例集(案)」を作成(平成23年度)
- 市町村向け総合評価実施参考事例(案)を府県・市町村と連携して作成(別紙2参照)

### ■平成25年度地方公共団体への技術的支援の検討

- 総合評価方式の導入・拡大に向けた支援だけでなく、幅広い技術的支援について検討
- 平成25年度は、各地方公共団体に対してアンケート調査を実施しニーズを把握



# (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 府県ブロック協議会取り組み状況及び予定について

	H24年度府県ブロックの実施状況	H25年度府県ブロックの取り組み予定	課題
福井県	平成24年12月6日(木) 「福井県公共工事品質確保推進協議会」開催 入札談合の防止について(公正取引委員会講師) 建設産業の現状と最近の取り組みについて(近畿地方整備局建設産業課講師) 市町の総合評価落札方式の導入・拡大について(県土木管理課)	平成25年度 2回程度開催予定	市町の総合評価落札方式 導入拡大 不良不適格業者の排除
滋賀県	滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催 H24.7.22(入札・契約制度の改善)	・一般競争入札の導入・拡大 ・総合評価方式の積極的な導入・拡充	依然として、総合評価方式の未導入の市町がある。引き続き、本協議会を中心に、入札契約制度の改善を図っていく。
京都府	京都府公共工事発注者協議会2回開催 (H24.9.10及びH25.2.1)	2回開催	・入札契約制度や建設行政に係る現状・動向
大阪府	ブロック協議会等の定例的な取り組みは、実施していません	市町村のニーズを把握し、それに即した情報発信を行っていく。	—
兵庫県	「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」において、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼	「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」(5/24開催)において、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼 ・総合評価落札方式の概要説明 ・総合評価落札方式の取組状況 ・本県及び各市町における導入実績の報告 ・本県における各市町への支援体制に関する説明	特に市町における総合評価落札方式の導入に向けた課題は、 入札・契約における事務量の増大と人材不足である。
奈良県	平成24年10月24日に奈良県発注者協議会を開催し、公共工事の品質確保の促進に関する情報共有・総合評価方式の導入目標を設定。 【協議会の要旨】 ・近畿ブロック発注者協議会(H24.9.7)の資料を活用した情報提供 ・総合評価落札方式の導入意義 ・市町村における総合評価の導入状況(H23)と、導入目標の設定(H24)	今年度も10月頃に奈良県発注者協議会を開催する予定。 【協議会の要旨(予定)】 平成24年度の内容に加え、業務における総合評価方式の導入を促す。 →業務成績評定点の付与(H24実施状況調べ:3/39市町村)	市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。 →総合評価方式の学識対応 →社会資本等の総点検に係る市町村支援 →紀伊半島大水害の復興に係る市町村支援
和歌山県	既存の協議会(和歌山県公共工事契約業務連絡協議会)を活用し、7月に開催。 「公共工事の品質確保について～総合評価方式の取り組み状況と活用～」 1 各発注者間相互の連携強化 2 総合評価実施状況と今年度の予定 3 総合評価方式について 4 市町村における総合評価の進め方 (落札者決定基準例の提示、県設置の第三者機関の活用等) 5 県における取り組み(総合評価の主な改訂内容等)	・平成25年度においても、既存の協議会(和歌山県公共工事契約業務連絡協議会)を活用し、総合評価の実施に向けた啓発、支援を行う。	・市町村の総合評価落札方式導入拡大 累計導入率(80%以上)は達成しているが、実施市町村数は減少傾向 単年度目標(50%以上)の達成に向けた啓発、支援の継続が必要

## (3)近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組み

---

# Ⅰ. 総合評価落札方式の実施状況

## 総合評価実施状況(近畿地方整備局)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総合評価件数	693	1235	1,368	1,273	1,082	1,116	1,140
総合評価金額 (百万円)	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300	204,374	204,739
総合評価実施率 (金額ベース、%)	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9	99.3	99.7

※港湾を含む

※随意契約を除く

※ H25.3.31時点

# II. 総合評価落札方式の改善 (1. 二極化のイメージ)

	簡易型	標準型	高度技術提案型					
現状	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合		
高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合						
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案			
高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案							
評価方法		点数化して評価						
ヒアリング		必要に応じ実施						
予定価格		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成					
		II型	I型					
	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →					
見直し案	<b>施工能力評価型</b> 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		<b>技術提案評価型</b>					
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	<table border="1"> <tr> <td>施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合</td> <td>部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合					
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	<table border="1"> <tr> <td>施工上の工夫等に係る提案</td> <td>部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> </tr> </table>	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案						
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	点数化					
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	<table border="1"> <tr> <td>WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施</td> <td>必須</td> </tr> <tr> <td>WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施</td> <td>必須※2</td> </tr> </table>	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2	
WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須							
WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2							
予定価格		標準案に基づき作成	<table border="1"> <tr> <td>標準案に基づき作成</td> <td>技術提案に基づき作成</td> </tr> </table>	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成			
標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成							
	II型	I型	S型	AIII型   AII型   AI型				

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する



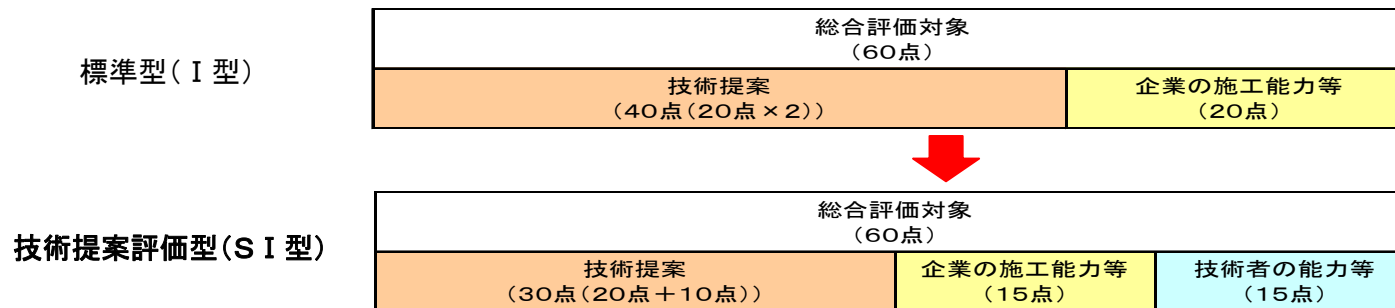
## II. 総合評価落札方式の改善

### 3. 企業の施工能力評価等における配点割合の見直し①

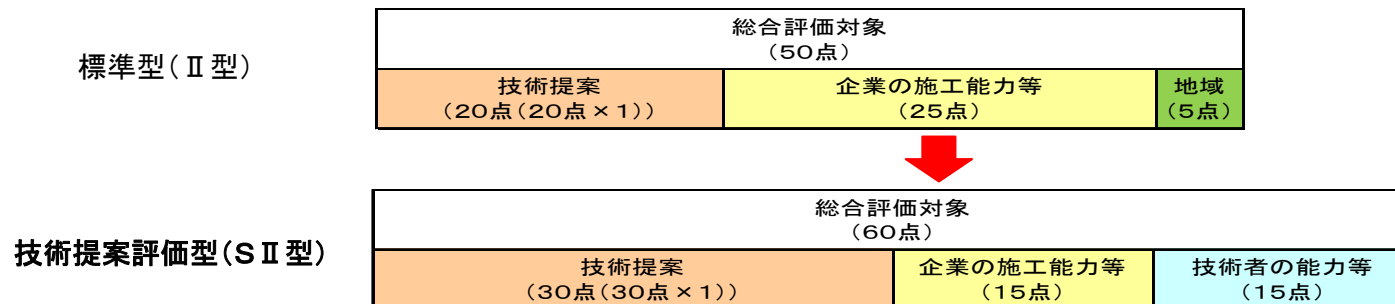
#### ◆非WTO技術提案評価型

- ・配点割合の見直し
- ・企業の施工能力等と技術者の能力等の割合を1:1に変更(技術者の能力等の配点割合を増加)
- ・地域精通度、貢献等の評価は「企業の施工能力等」の中で評価

#### 【技術提案評価型(S I 型)】(指定テーマ数2)



#### 【技術提案評価型(S II 型)】(指定テーマ数1)



## II. 総合評価落札方式の改善

### 3. 企業の施工能力評価等における配点割合の見直し②

#### ◆施工能力評価型

- ・配点割合の見直し
- ・施工能力 I 型については、従来求めていた簡易な施工計画を「工事施工上の留意点」、「留意点に対する検討事項及びその理由」、「工程表の作成」について求める『施工計画』に変更
- ・企業の施工能力等と技術者の能力等の割合を1:1に変更(技術者の能力等の配点割合を増加)
- ・地域精通度、貢献等の評価は「企業の施工能力等」の中で評価

#### 【施工能力評価型(I型)】

簡易型

総合評価対象 (30点)		
簡易な施工計画 (10点)	企業の施工能力等 (15点)	地域 (5点)



施工能力評価型(I型)

総合評価対象 (50点)		
施工計画 (10点)	企業の施工能力等 (20点)	技術者の能力等 (20点)

#### 【施工能力評価型(II型)】

簡易型(II型)

総合評価対象 (20点)	
企業の施工能力等 (15点)	地域 (5点)



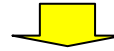
施工能力評価型(II型)

総合評価対象 (40点)	
企業の施工能力等 (20点)	技術者の能力等 (20点)

## VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

### 1. 若手技術者の育成とベテラン技術者の活用に向けた取り組み

○現場経験が少ない等、監理(主任)技術者として配置されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目的として、若手技術者に経験豊富な**専任補助者を配置**(ダブル専任)出来る工事を試行。



従来、総合評価において配置予定技術者を評価の対象としていたが、配置予定技術者に変わり、**専任補助者を評価の対象**と出来る。

◇専任補助者を立てる場合の配置予定技術者としての条件

・配置予定技術者は当該工事において求める**資格を3年以上有していること**

◇専任補助者としての条件

- ・当該工事において配置予定技術者として求める**資格を10年以上有していること**
- ・**監理技術者として**当該工事において配置予定技術者として求める**同種工事の実績を有すること**
- ・直接的かつ**恒久的な雇用関係**(申請書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること
- ・**現場代理人(現場常駐)として当該工事に専任で配置**できること(原則、変更は認めない)
- ・申請時において専任(予定)補助者として**複数の申請は認めない**
- ・CORINS登録は**現場代理人としての実績として登録**

◇具体の試行内容

1)競争参加資格の確認

【従来】

配置予定技術者について同種工事の経験を有する。



【試行】

配置予定技術者又は専任補助者の**いずれかが同種工事の経験を有する。**

## VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

### 2) 総合評価における加点(配置予定技術者の能力)

#### ① 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無(簡易型の場合)

【従来】

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験 ※現場代理人として従事した同種工事の経験の評価は、同種工事の施工時に本工事で競争参加資格として求める国家資格等を有していた場合に限る。	2	直轄の工事 2点 他省庁・特殊法人等 1点 ※現場代理人として従事した経験を評価する場合は上記加算点の1/2とする。



【試行】

配置予定技術者又は専任補助者のいずれかの経験として、評価の高い者を加点の対象とする。

#### ② 技術者表彰(簡易型の場合)

【従来】

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
技術者表彰	平成20年度から平成23年度に元請として完成・引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無	2	左記の表彰があれば各年度毎に0.5点、複数ある場合は累積する。

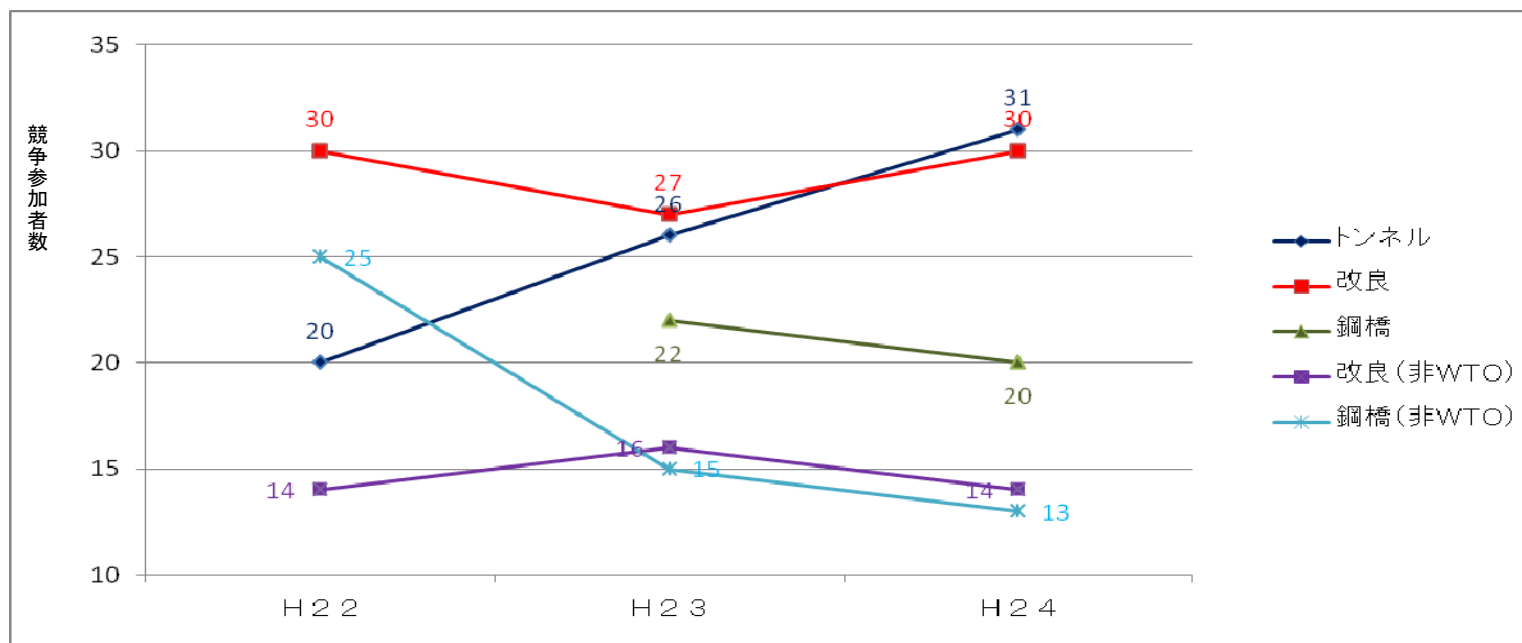


【試行】

配置予定技術者又は専任補助者のいずれかの実績として、評価の高い者を加点の対象とする。

## 2. 段階選抜方式の試行(入札参加者数の比較及び試行結果)

各工種について、過去3年間の平均競争参加者数を比較。



## ◆試行結果について

- ・ **WTO(標準I型)工事**の場合、公告から落札決定まで、従来方式と比較して手続き期間が**約50日程度**長くなる。
- ・ **非WTO工事**の場合、公告から落札決定まで、従来方式と比較して手続き期間が**約30日程度**長くなる。
- ・ 指定テーマによっては、**加算点に差がつきにくい**為、**同点者により選抜者数が増える**傾向がある。
- ・ ヒアリングによる評価において、加算点が減点となった者は69者中、1者のみであった。
- ・ **ヒアリングによる評価**については、**殆ど差がつかない**為、2次審査においてヒアリングのみ実施する場合(WTO標準II型)、結果として1次審査時点の加算点で評価が決定する。
- ・ **鋼橋上部工事**及び**非WTO工事**については入札参加者数が比較的少い。

## 3. 段階選抜方式の試行結果を踏まえた考察と25年度実施方針

### 【非WTO工事】

＜1次審査:企業評価等(上位10者を選定)、2次審査:技術提案+ヒアリング＞

競争参加者が少ないうえ、手続き期間が30日程度長くなり、段階選抜方式を適用するメリットが小さいことから、今後は試行を行わない。

### 【WTO工事(標準型Ⅱ型)】

＜1次審査:技術提案(上位5者を選定)、2次審査:ヒアリング＞

指定テーマが1つであることから同点者が多く、技術提案の差もつきにくくなっている。

また、2次審査(ヒアリング)において評価に差がつきにくいこともあり、結果、技術提案評価の高い者に早い段階で絞り込むメリットが小さいことに加え、選抜されなかった競争参加者からの不満も大きくなることから、今後は試行を行わない。

### 【WTO工事(標準Ⅰ型)】

＜1次審査:技術提案(上位5者を選定)、2次審査:技術提案+ヒアリング＞

競争参加者数が20者以上見込まれる工事は絞り込みのメリットが大きい。

適用にあたっては、施工箇所等も検討のうえ、競争参加者が20者以上見込まれる工事(「トンネル」、「改良」)において、引き続き試行を行う。

試行にあたっては公告から落札決定まで、極力手続き期間の短縮を図るものとして、2次審査以降の審査期間を短縮するよう努める。

また、ヒアリングについては、H24年度と同様の方式にて引き続き実施する。



## (4) 低入札対策



# (4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3 S62モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4~H21.3 H20モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4~H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】  
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4~H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

H25.5~ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
<u>一般管理費等 × 0.55</u>		

### ※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。





## (4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

### 一般管理費等に係る調査基準価格の算入率引上げ(参考)

○現在の一般管理費算入率30%を、企業を運営する上で不可欠な本社の従業員給与手当等を含めた55%まで引き上げる。

項目		一般管理費等 での 構成割合 (H23年度調査)
一般管理費	維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、法定福利費	29%
	従業員給料手当、退職金	25%
	役員報酬、調査研究費、試験研究償却費、開発償却費、寄付金、広告宣伝費、交際費、雑費、福利厚生費	34%
付加利益		12%

現在の算入項目

拡充する算入項目

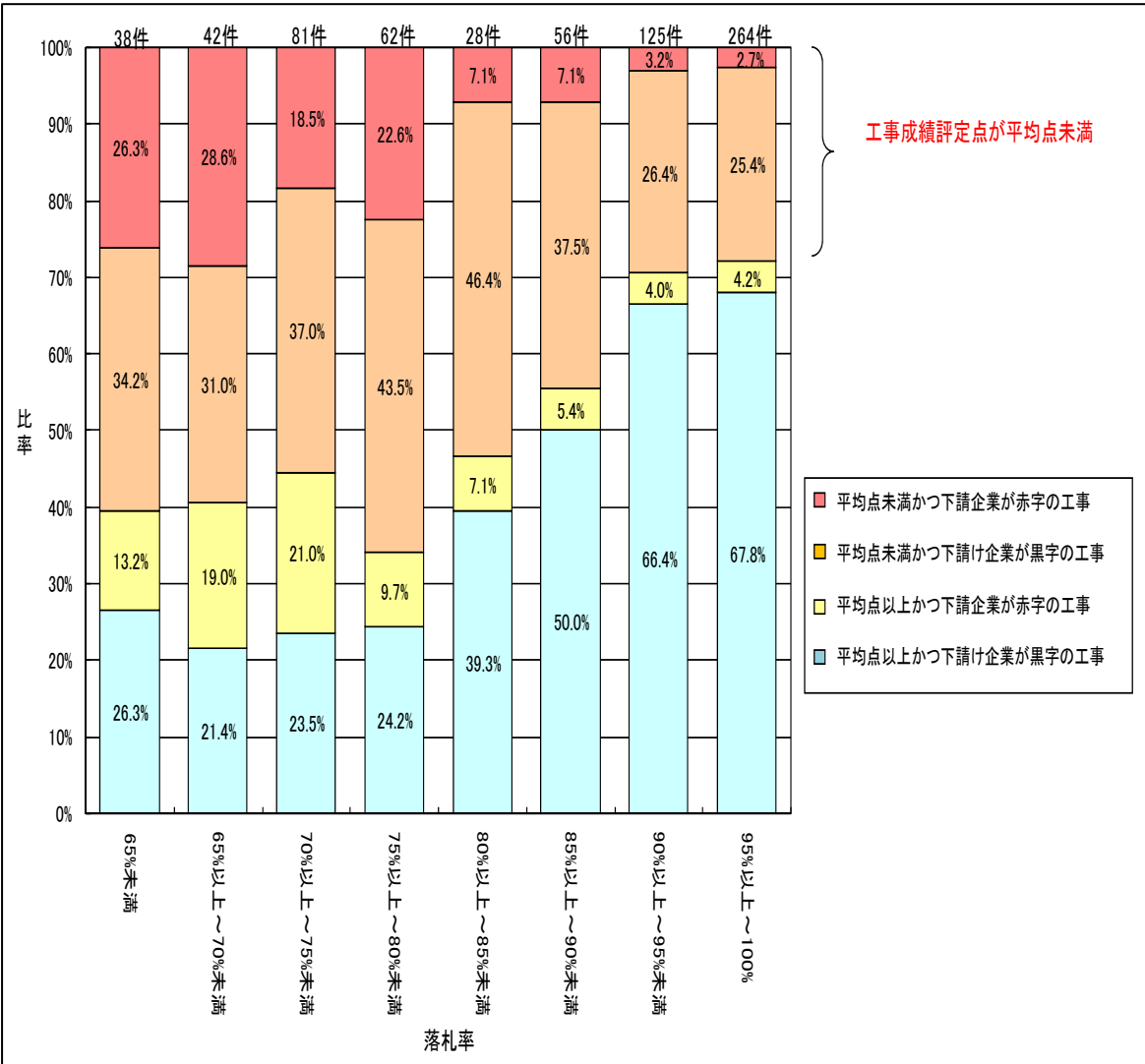
算入率 30%

算入率 55%



# (4) 低入札対策

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)  
《抜粋》

## (2)適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする・・・

低入札価格調査制度は、・・・適宜、調査基準価格を見直すとともに、・・・一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。



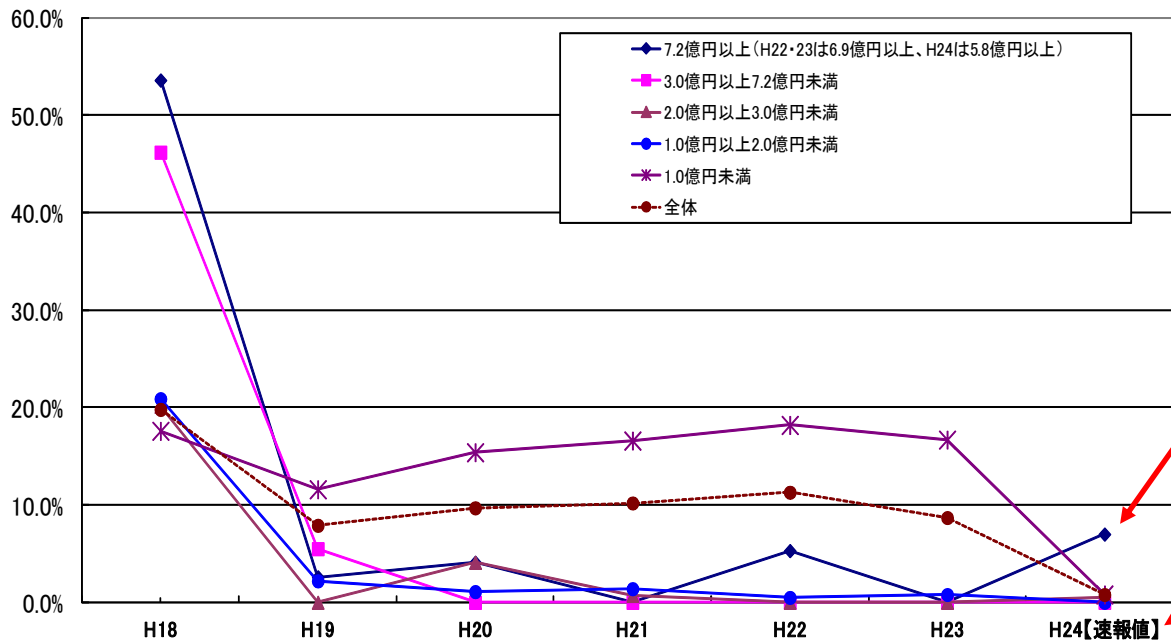
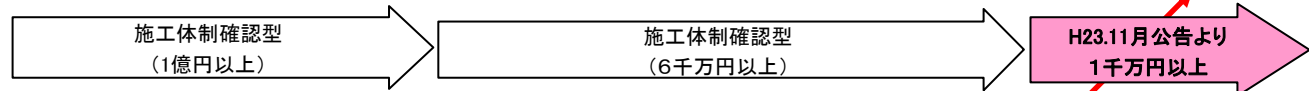
# (4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

## 近畿地方整備局における発注件数に占める低入札の状況(H18年度～H24年度)

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度								
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数							
7.2億円以上 (H22・23は6.9億円以上、 H24・25は5.8億円以上)	15	53.6%	28	1	2.6%	39	3	4.1%	73	0	0.0%	30	1	5.3%	19	0	0.0%	38	4	7.0%	57
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46.2%	26	3	5.5%	55	0	0.0%	61	0	0.0%	41	0	0.0%	40	0	0.0%	38	0	0.0%	36
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20.1%	139	0	0.0%	155	7	4.1%	169	1	0.7%	141	0	0.0%	135	0	0.0%	183	1	0.5%	219
1.0億円以上 2.0億円未満	45	20.9%	215	5	2.2%	228	3	1.1%	282	4	1.4%	291	1	0.5%	205	2	0.8%	264	0	0.0%	267
1.0億円未満	157	17.6%	891	90	11.6%	774	116	15.4%	751	120	16.6%	721	114	18.2%	625	90	16.7%	538	4	0.8%	524
(0.6億円未満)										(114)	(21.6%)	(527)	(110)	(24.8%)	(444)	(88)	(23.7%)	(371)	(4)	(1.1%)	(360)
計	257	19.8%	1,299	99	7.9%	1,251	129	9.7%	1,336	125	10.2%	1,224	116	11.3%	1,024	92	8.7%	1,061	9	0.8%	1,103



全体件数の内、H23.11月より施工体制確認の対象となった、1千万以上6千万未満の工事は323件(全体の約29%)。  
1千万未満の工事37件(全体の約3%)を除き、概ね97%の工事が施工体制確認型となった。

5.8億円以上のWTO工事において、H24年度4件の低入札案件。  
4件とも高度技術提案型(AⅢ型)の工事で、予定価格及び調査基準価格は技術評価点の最も高いで算出するが、落札者は異なる者であった。

H24年度において、低入札案件は9件(速報値)。  
※高度技術提案型以外の5件について、  
一般土木D等級 1件 (入札参加者:3者)  
通信設備 2件 (入札参加者:1者、3者)  
暖冷房衛生設備A等級 1件 (入札参加者:6者)  
維持修繕 1件 (入札参加者:6者)



# (4) 低入札対策 府県の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市 町 各機関 名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事で導入	予定価格2億円超	<b>【独自モデル】</b> H25.4.1～ 旧公契連(H23)モデルの内、 <b>直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」</b> H25.6.10～ 新公契連(H25)モデルに変更 (直接工事費の算定式「 <b>直接工事費×1.0</b> 」は変更なし)	予定価格2億円以下	<b>【独自モデル】</b> 調査基準価格算定式と同じ	事後	事後	事後
滋賀県	・WTO案件を対象	総合評価方式を採用する工事 <b>ただし、平成25年度は暫定措置として特別簡易型で実施する案件は対象から除く</b>	<b>新公契連(H25)モデル</b>	総合評価を採用しない工事 (価格競争による工事 <b>および平成25年度は暫定措置として総合評価・特別簡易型で実施する工事</b> )	<b>新公契連(H25)モデル</b>	事後公表	非公表	非公表
京都府	今後検討	予定価格1億円以上	<b>新公契連(H25)モデル</b>	予定価格1億円未満	<b>調査基準価格を参考に設定</b>	事前公表 <b>※総合評価方式の一部で予定価格の事後公表を試行</b>	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式 3.5億円以上 建築一式 6億円以上	旧公契連(H23)モデル <b>※H25.10.1～新公契連(H25)モデル</b>	低入札調査制度を適用しない案件	旧公契連(H23)モデル <b>※H25.10.1～新公契連(H25)モデル</b>	事後公表(試行) <b>※電子入札システムにより行う全ての建設工事</b>	事後公表	事後公表
兵庫県	・WTO対象工事で導入	予定価格5億円以上の建設工事	<b>新公契連(H25)モデル</b>	予定価格5億円未満	<b>新公契連(H25)モデル</b>	事後	事後	事後
奈良県	予定価格7億円以上の建設工事に適用(平成22年4月1日～)	予定価格5千万円以上の建設工事 <b>予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事</b>	<b>【独自モデル】H25.6.1～</b> <b>新公契連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に読み替え</b>	低入札調査制度を適用しない案件	<b>【独自モデル】H25.6.1～</b> <b>調査基準価格算定式と同じ</b>	事前公表	事前公表	事前公表
和歌山県	・WTO対象工事で導入(H23.1～)	原則として 予定価格1億円以上	<b>【H25.6.13以降】</b> <b>新公契連(H25)モデルに準拠</b> <b>※予定価格の7/10以上</b>	予定価格1億円未満	<b>【H25.6.13以降】</b> <b>(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05</b> <b>※予定価格の7/10以上</b>	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



# (4) 低入札対策 政令市の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市 町 各機関 名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の工事で 試行	<u>19.4億円以上</u>	<u>新公契連(H25)モデル</u>	<u>19.4億円未満</u>	<u>新公契連(H25)モデル</u>	<u>事前公表</u> <u>(ただし、19.4億円以</u> <u>上の工事は事後公</u> <u>表)</u>	<u>事後公表</u>	<u>事後公表</u> <u>(ただし、1億円以下</u> <u>の工事は事前公表)</u>
大阪市	検討中	19.4億円以上	旧公契連(H21)モデル <u>※新公契連(H25)モデル</u> <u>の適用は、今後検討</u>	19.4億円未満	旧公契連(H21)モデル <u>※新公契連(H25)モデル</u> <u>の適用は、今後検討</u>	事後	事後	事後
堺市	今後検討	6千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u> <u>H25.7より適用</u>	予定価格250万円超 6千万円未満	<u>新公契連(H25)モデル</u> <u>H25.7より適用</u>	事前(総合評価落札 方式対象工事は事 後)	事後	事後
神戸市	導入の予定なし	・総合評価を適用する 案件 ・予定価格5億円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	予定価格5億円未満 (総合評価を適用する 案件以外)	<u>新公契連(H25)モデル</u>	事前・事後併用	事後公表	事後公表



# (4) 低入札対策

## 国機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
国土交通省 大阪航空局	予定価格3.0億円以上の土木 工事及び建築工事、 <u>450万 SDR以上</u> の専門工事。(施設 等の機能保持又は原状回復 のための維持工事を除く。)	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第五管区海上保 安本部	今後検討予定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第八管区海上保 安本部	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
農林水産省 近畿農政局	・2億円以上の工事で導入	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
林野庁 近畿中国森林管 理局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
防衛省 近畿中部防衛局	・一式工事 予定価格5億円 以上 ・その他工事 予定価格3億円 以上	予定価格1千万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—



# (4) 低入札対策

## 国機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府县市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
警察庁 近畿管区警察局	未定	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	—	—	事後	非公表	—
財務省 近畿財務局	未定	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	—	—	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	<u>導入予定なし</u>	<u>予定価格1千万円超</u>	<u>新公契連(H25)モデル</u>	—	—	<u>事後</u>	<u>事後</u>	<u>—</u>
経済産業省 近畿経済産業局	・実績なし ・未定	<u>予定価格1千万円超</u>	—	—	—	<u>事後</u>	—	—
環境省 近畿地方環境事務所	・導入見通し無し	・予定価格1千万円超	<u>新公契連(H25)モデル</u>	無し	—	事後	事後	無し
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u> ※7月1日公告から			事後	事後	



# (4) 低入札対策

## 代表市町村①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市町 各機関名	入札ポイント実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井市	導入予定なし	低入札調査制度は実施していない	—	予定価格130万円超	建築一式工事:設計金額の87~89%間でコンピュータによるランダム設定 建築一式以外の工事:設計金額の85~87%間でコンピュータによるランダム設定	事後公表	—	事後公表
池田町	実施予定無し	採用していない	<u>採用していない</u>	採用していない	<u>採用していない</u>	公表していない	<u>採用していない</u>	<u>採用していない</u>
近江八幡市	導入予定なし	導入予定なし	—	設計金額130万円以上	設計金額1,500万円未満は70% 上記金額以上のものは70%~90%の間で、中央公契連モデルを準用した計算式を用いて算出する	1,500万円未満 事前公表 1,500万円以上 事後公表	導入予定なし	1,500万円未満 事前公表 1,500万円以上 事後公表
愛荘町	今後検討	—	—	全件 (予定価格130万円以上の入札案件)	非公表	<u>事後</u>	—	非公表
向日市	導入予定なし	実施していない	実施していない	設計金額130万円以上	旧公契連(H23)モデルを基礎とした独自の算定式 ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり	—	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり
井手町	未定	設計金額 5,000万円以上	予定価格の60%	工事		事前	事前	事後





# (4) 低入札対策

## 代表市町村②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市町 各機関名	入札方式実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
摂津市	未導入 ※制限付き一般競争入札で一部導入	導入実績及び 予定なし	—	工事	・土木一式工事 (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)×1.05 ・建築一式工事 (直接工事費×92%+共通仮設費×87%+現場管理費×67%+一般管理費×30%)×1.05 ・その他工事 予定価格の85%×1.05 (※全て消費税を掛ける前に千円未満切り捨て) ※新公契連(H25)モデルの適用の予定はないが、状況により検討	事前	導入なし	事後
千早赤阪村	—	—	—	建設工事一式	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用を検討中	事前	—	原則、事前(指名競争入札) 原則、事後(一般競争入札)
多可町	今後検討	予定価格1億円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05 ※新公契連(H25)モデルの適用検討中	予定価格一億円未満 130万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05 ※新公契連(H25)モデルの適用検討中	事後	事後	事後
御所市	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	事前	未設定	未設定
斑鳩町	未導入	すべての工事	旧公契連(H23)モデル ※6月1日より新公契連(H25)モデルを適用 ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする	対象なし		事前	事前	事後
岩出市	導入予定なし	制度未導入	制度未導入	原則、全ての工事	非公表	事前	制度未導入	事後
上富田町	導入予定なし	実施していない	=	実施していない	=	事前	=	事前



# (4) 低入札対策

## 関係機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
西日本高速道路株式会社 関西支社	未導入(予定なし)	予定価格が250万円以上	新公契連(H25)モデル (当社における低入札基準価格)	価格落札方式(1億円未満)の土木工事系工種  ※土木工事系工種 土木・土木補修・舗装 PC橋上部工・鋼橋上部工・建築・電気管・区画線・のり面処理・防護さく・遮音壁・橋脚・道路保全土木・道路保全施設	最低制限価格(率%) = $(P-0.5-\sqrt{(100.25-P)})/100$  P:低入札基準価格(率%)	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	現在 導入予定なし	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	未導入	—	事後	事後	設定無し
阪神高速道路株式会社	・検閲中	・契約制限価格が1千万円超	・新公契連(H25)モデル (工種が「電気、電気通信及び機械器具設置以外」に係る工事)H25.5.16から適用 (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05 (工種が「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工事)H25.5.16から適用 (直接工事費(製品費を除く)×0.95+直接工事費(製品費)×0.85+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05	設定無し	—	事後	事後	設定無し
新関西国際空港株式会社	今後検討	3千万円以上で競争に付する工事	調査基準額は、契約制限価格の10分の0.5~3分の0.2 契約制限価格の算出基礎額は(直接工事費+共通仮設費+現場管理費)×0.02)×1.05	設定なし	設定なし	事後(随意契約の場合を除く。)	調査の有無のみ	設定なし
独立行政法人 京都市立博物館	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	未導入	—	事後	事後	事後



# (4) 低入札対策

## 関係機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府県市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	無し		事後	事後	無し
独立行政法人 京都国立近代美術館	今後検討	予定価格が1千万超	予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額	予定価格が2億円超	文教施設部の基準に準拠する。	事後	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	無し	無し	事後	事後	無し
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	不明	予定価格が250万円超	新公契連(H25)モデル	無し	無し	事後	事後	無し
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 国鉄清算事業 西日本支社	なし	予定価格が250万円超	新公契連(H25)モデル	なし	なし	事後	事後	なし



# (4) 低入札対策

## 関係機関③の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第6回)

平成25年8月1日時点

府县市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	・無し ・今後検討	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1千万円以上	旧公契連(H23)モデル <u>※新公契連(H25)モデルの適用を調整中</u>	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格が2億円以上で本社契約となる工事	予定価格1千万円以上	<u>新公契連(H25)モデル</u>	未導入	=	事後	事後	未導入
日本下水道事業団 近畿・中国 総合事務所	導入予定なし	予定価格1千万円以上	・(土木): 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費× <u>0.55</u> ・(建築): (直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相当額)×0.8+一般管理費× <u>0.55</u> ※現場管理費相当額=直接工事費×0.1 ・(機械・電気): 機器費×0.9+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×0.8+一般管理費等× <u>0.55</u>	導入していない	—	原則事後	事後	-

## 4. その他

### 建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて

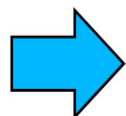
---

## 1. これまでの主な取り組み

- H16.11 低入札価格調査(試行)
- H19.10 低入札価格調査
- H20.12 第三者による成果品照査の義務付け(一部地整)  
外業における現地履行確認体制の強化(一部地整)  
書類提出の強化(一部地整)
- H21.10 手持ち業務量の制限等の試行
- H22.3 調査基準価格の改定
- H22.6 履行確実性評価の実施(2,000万円を超える業務)
- H23.4 履行確実性評価の対象拡大(1,000万円を超える業務)

## 2. 各地整等での独自の取り組み例

- 表彰制度の制限(低入札業務は表彰対象外とする。)
  - 増員担当技術者の配置(低入札業務は担当技術者の追加配置。)
  - 打合せの厳格化(低入札業務は管理技術者の打合せを義務付け。)
  - 品質確保基準価格等の設定
- など



各地整等での独自の取り組みを参考に新たな低入札対策を検討



# 総合評価落札方式【業務能力評価型】の試行

## □平成25年度の品質確保対策の導入について

### ◆これまでの取り組みと平成25年度品質確保対策の導入

#### 平成24年6月までの取り組み(概要)

- ・低入札価格調査、第三者により成果品照査、手持ち業務量の制限、調査基準価格の改定、履行確実性の評価 などを実施



#### 平成24年6月以降の取り組み(概要)

- ・品質確保基準価格の設定(500万円~1000万円)、業務実績の要件の強化、第三者照査の条件強化、現地調査時の管理技術者等の常駐条件の条件強化などを実施



#### 平成25年度の品質確保対策の導入(概要)

※今後は、業界等への説明・周知を図った上で、下半期に導入し、効果検証を行う。

- 「簡易な実施方針」を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】の試行導入
  - ・履行確実性評価の実施（500万円超を超える業務）
  - ・試行実施予定件数
    - 通常指名型競争入札方式は、事務所1件以上の試行を実施
    - (簡易)公募型競争入札方式は、原則、試行を実施



# 近畿地方整備局の低入札対策への評価(効果)

## 【近畿地方整備局】低入札の発生状況の推移

**速報値**

	総合評価落札方式	価格競争入札方式	
予定価格			
1,000万円	<p>発注件数: 414件 低入件数: 6件 低入発生率: 1.4%</p> <p>H24.7~25.1 (198件) (0件) (0%)</p> <p>履行確実性評価対象</p>	<p>発注件数: 236件 低入件数: 157件 低入発生率: 66.5%</p> <p>H24.7~25.1 (65件) (16件) (24.6%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	調査基準価格の設定あり
500万円	<p>発注件数: 54件 低入件数: 29件 低入発生率: 53.7%</p> <p>H24.7~25.1 (38件) (3件) (7.9%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	<p>発注件数: 169件 低入件数: 110件 低入発生率: 65.1%</p> <p>H24.7~25.1 (92件) (39件) (42.4%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	調査基準価格の設定がないため、便宜上予定価格の75%を下回るものを低入札件数としてカウント

※H23年度の3業種(土木コンサルタント、測量、地質)、発注者支援を除く

※500万円~1000万円以下の業務は落札率75%未満を低入札業務とする

※()内の数値は、H24年7月~H25年1月までの集計(速報値)であり、変動があり得る

(近畿地方整備局提供:速報値)

**品質確保基準価格等の試行により、予定価格500万円以上の総合評価落札方式による業務について低入札が減少**





# 発注方式毎の新たな低価格受注対策

## ◆発注規模に応じた入札契約方式の試行

500万円を超える**通常指名競争入札**、**(簡易)公募型競争入札**において、履行確実性の評価を実施する総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行

併せて、500万円を超え1000万円以下の総合評価落札方式においても履行確実性の評価を拡大

これまでの発注方式	500万円超～1000万円以下		1000万円超～2000万円以下		2000万円超	
	発注方式	低価格受注対策の追加	発注方式	低価格受注対策の追加	発注方式	低価格受注対策の追加
【価格競争:指名型】 通常指名競争入札方式	<b>通常指名型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> <li>・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加</li> </ul>	<b>通常指名型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> </ul>	適用方式なし	
【価格競争:公募型】 公募型競争入札方式 簡易公募型競争入札方式 (簡易公募型に準ずる方式含む)	<b>簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> <li>・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加</li> </ul>	<b>簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> </ul>	<b>簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> </ul>
【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	<b>簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行</li> <li>・履行確実性の評価を導入</li> <li>・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加</li> </ul>	【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	変更なし	【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	変更なし



# 技術評価の考え方【業務能力評価型】

## ◆通常指名型総合評価落札方式【業務能力評価型】（上段：従来方式、下段：新方式）

発注方式 選定・指名段階の技術評価

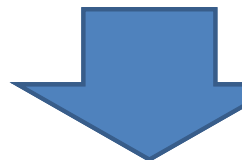
通常指名競争入札方式

指名段階において、資格、実績、成績を考慮



価格競争にて落札者を決定

10社以上を指名



### ◆【業務能力評価型】の技術評価点の算出方法

- ①簡易な実施方針を評価
- ②技術提案の履行確実性(5段階評価)

入札段階の技術評価

通常指名型総合評価落札方式【業務能力評価型】

指名段階において、資格、実績、成績を考慮



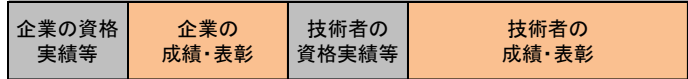
価格点

(簡易な)実施方針

## ◆(簡易)公募型総合評価落札方式【業務能力評価型】（上段：従来方式、下段：新方式）

発注方式 指名段階の技術評価

簡易公募型競争入札方式の評価項目



15%

25%

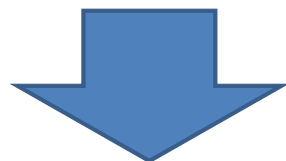
15%

35%

10社以上を指名

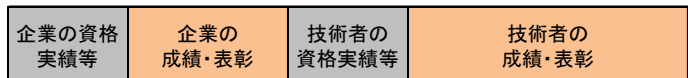


価格競争にて落札者を決定



入札段階の技術評価

総合評価落札方式【業務能力評価型】



価格点

(簡易な)実施方針

■ 入札契約制度調査結果資料(平成25年8月1日現在)

○総合評価方式・低入札対策対象工事一覧表(府県政令市)

(別紙1)

府県市町各機関名		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
入札バンド実施状況(今後の導入見通し)		5億円以上の工事で導入	・WTO案件を対象	今後検討	今後検討	・WTO対象工事で導入	予定価格7億円以上の建設工事に適用(平成22年4月1日～)	・WTO対象工事で導入(H23.1～)	4億円以上の工事で試行中	検討中	・今後検討	導入の予定なし
総合評価方式	対象工事	・5千万円以上、または3千万円以上のうち技術的に工夫の余地のある工事	・5千万円以上(舗装工事は2千万円以上)で工事内容に応じて価格のみならずその他の要素も考慮し受注者を選定することが適切であると判断される工事	1000万円以上の一部で試行	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	7千万円以上の土木工事のうち「重要構造物に関する工事」または「施工上の配慮が特に必要な工事」	・予定価格5千万円以上の建設工事 ・3千万円以上の土木一式・建築一式工事 ・2千万円以上の橋梁工事(補修工事を含む) ・1千万円以上の舗装工事、地すべり工事、及び「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」工事 ・その他の工事であっても一部で試行	3千万円以上	土木工事 ・原則1億円以上の工事 ・5千万円以上1億円未満の工事のうち難易度の高い工事 建築工事 ・原則5千万円を超える工事	・金額の規定なし ・総合評価落札方式ガイドライン(H12.9.22建設省)に準ずる。	・6千万円以上の工事のうち、工事の特性(規模、技術的な工夫の余地等)に応じて選定	・原則1億円以上の土木工事に適用 ・建築工事、建築設備工事、プラント設備工事でも試行
低入札対策	低入札調査	対象工事	2億円超の工事	総合評価方式を採用する工事 ただし、平成25年度は暫定措置として特別簡易型で実施する案件は対象から除く	1億円以上	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	予定価格5千万円以上の建設工事 予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事	原則として1億円以上の工事	19.4億円以上	19.4億円以上	6千万円以上	・総合評価を適用する案件 ・予定価格5億円以上の工事
		調査基準価格算定式	【独自モデル】 新公契連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更 ※H25.6.10より、新公契連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更	新公契連(H25)モデル	新公契連(H25)モデル	旧公契連(H23)モデル ※H25.10.1～新公契連(H25)モデル	新公契連(H25)モデル	【独自モデル】H25.6.1～新公契連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に読み替え	旧公契連(H23)モデル 【H25.6.13以降】 新公契連(H25)モデルに準拠 ※予定価格の7/10以上	新公契連(H25)モデル	旧公契連(H21)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	新公契連(H25)モデル H25.7より適用
	失格基準の設定状況	・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格) 直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%又は一般管理費の30% ・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 失格基準＝直接工事費の75%＋共通仮設費の70%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%	総合評価方式を採用する工事 (ただし、平成25年度は暫定措置として特別簡易型で実施する案件は除く。また、WTO適用案件を除く)	失格基準無し	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上 (ただしWTO適用案件を除く)	5億円以上の建設工事	H20～「失格判断基準」を導入・公表	失格基準なし	19.4億円以上	19.4億円以上	6千万円以上	総合評価を適用する工事 予定価格5億円以上の工事
	算定式	・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格) 直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%又は一般管理費の30% ・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 失格基準＝直接工事費の75%＋共通仮設費の70%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%	・直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費等の30%のいずれかを下回った場合「失格」	予定価格の70%又は以下の数値の合計値のいずれか大きい方 直接工事費×85% 共通仮設費×70% 現場管理費×70% 一般管理費×30% ※H25.10.1～一般管理費率を55%に引上げ	・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 調査最低制限価格＝直接工事費の90%＋共通仮設費の70%＋現場管理費の80%＋一般管理費の55%	「失格判断価格基準」は定めていない	調査基準価格の90%を下回る額での入札	旧公契連モデル(H21.4)の重点調査対象の算出式	独自モデル (ポイント制で判定。総額を1000ポイントとし、650ポイント未満の場合失格とする。)	【総額】 直接工事費90%＋共通仮設費80%＋現場管理費80%＋一般管理費55%		
最低制限価格	対象工事	2億円以下の工事	総合評価を採用しない工事(価格競争による工事) および平成25年度は暫定措置として総合評価・特別簡易型で実施する工事	1億円未満	低入札調査制度を適用しない案件	5億円未満	低入札調査制度を適用しない案件	1億円未満	19.4億円未満	19.4億円未満	250万円超 6千万円未満	予定価格5億円未満(総合評価を適用する案件以外)
	算定式	【独自モデル】 調査基準価格算定式と同じ	新公契連(H25)モデル	調査基準価格を参考に設定	旧公契連(H23)モデル ※H25.10.1～新公契連(H25)モデル	新公契連(H25)モデル	【独自モデル】H25.6.1～調査基準価格算定式と同じ	(直接工事費×1.0＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3)×1.05 【H25.6.13以降】 (直接工事費×1.0＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.55)×1.05 ※予定価格の7/10以上	新公契連(H25)モデル	旧公契連(H21)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	新公契連(H25)モデル H25.7より適用	新公契連(H25)モデル
公表 (事前or事後)	予定価格	事後	事後公表	事前公表 ※総合評価方式の一部で予定価格の事後公表を試行	事後公表(試行) ※電子入札システムにより行う全ての建設工事	事後	事前公表	事後 【1億円未満事前】	事後公表 (ただし、19.4億円以上の工事は事後公表)	事後	事前 (総合評価落札方式対象案件は事後)	事前・事後併用
	調査基準価格	事後	非公表	事後公表	事後公表	事後	事前公表	事後	事後公表	事後	事後	事後公表
	最低制限価格	事後	非公表	事後公表	事後公表	事後	事前公表	事後	事後公表 (ただし、1億円以下の工事は事前公表)	事後	事後	事後公表

※太字斜線斜め字は、平成25年8月1日時点で見直された部分

この参考事例は、市町村での総合評価方式を促進するにあたって発注関係事務を簡易に実施することができる、「特別簡易型」「事後審査型」について、近畿地区での事例を掲載しています。

総合評価方式の導入意義や具体的手順、低入札価格調査及び価格による失格基準の取り扱い等は、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル（平成20年3月国土交通省）」をご覧ください。

### 市町村において活用される総合評価方式のタイプ

・市町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「施工能力評価型（型）」及び「施工能力評価型（型）」があります。また、参考までに、その他の類型についても紹介します。

従来の「簡易型」が「施工能力評価型（型）」に、また「特別簡易型」が「施工能力評価型（型）」に相当します。

国土交通省では平成25年度から2極化に伴い、総合評価方式のタイプ（名称）を変更します。

#### 施工能力評価型（型） 《従来の「簡易型」です》

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、「工事施工上の留意点」「留意点に対する検討事項及びその理由」「工程表の作成」を求めた施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

#### 施工能力評価型（型） 《従来の「特別簡易型」です》

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

施工能力評価型（型）総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としています。

	施工能力評価型（ 型） <従来の簡易型>	施工能力評価型（ 型） <従来の特別簡易型>
対象工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事
「工事施工上の留意点」「留意点に対する検討事項及びその理由」「工程表の作成」を求めた施工計画の評価	有	無
施工実績、工事成績等の評価	有	有

施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合や高度な施工技術等に係る提案、さらに施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案を求める工事に活用される総合評価方式を参考に紹介します。

**【参考】その他の総合評価方式の類型**

技術提案評価型（S型） 《従来の「標準型」です》

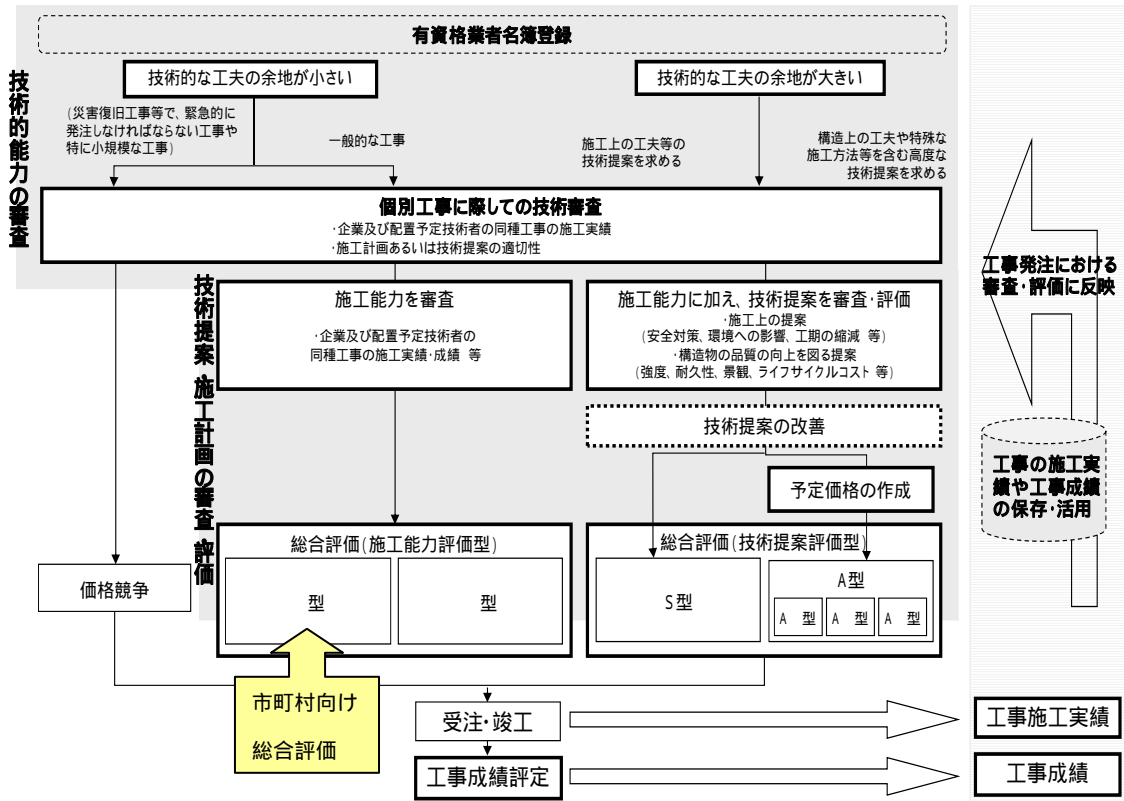
技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

例えば、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

技術提案評価型（A型） 《従来の「高度技術提案型」です》

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。



個別工事に際しての技術審査：企業の施工能力の確認を行う。  
 技術提案の審査・評価：技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。  
 施工計画の審査：現場条件を踏まえて記述すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するかどうかを審査する。  
 総合評価：企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

施工能力評価型（ 型 ）（ 特別簡易型 ） の評価項目及び評価基準の設定例

事例 福井県 市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、企業の同種工事の経験、工事成績、配置予定技術者の同種工事の経験、地域貢献等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

分類	評価項目	評価内容	評価基準	
企業の技術力 6・5点	(a)同種工事の施工実績の有無(平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか?	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	0.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0
	(b)工事成績(平成○年度および平成○年度の「工種:○○」)	○○市が発注する過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?(工種選択可)	80点以上	3
			75点以上 80点未満	2
			70点以上 75点未満	1
			70点未満	0
	(c)優良工事表彰の有無(平成○年度表彰、平成○年度表彰、平成○年度表彰)	○○市が発注する過去3年間の工事で優良工事表彰の有無	受賞有り(市長賞)	2
			受賞無し	0
	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している	0.5
未取得			0	
配置予定技術者の技術力 1・5点	(a)同種工事の施工経験の有無(平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか?	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	0.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0
	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	一級土木施工管理技士等の資格を保有	0.5
二級土木施工管理技士の資格のみ保有			0	
企業の地域性・社会性 2点	(a)地域精進度	○○市に主たる営業所(本店含む)の有無	主たる営業所(本店含む)有	0.5
			主たる営業所(本店含む)無	0
	(b)社会貢献度	○○市と災害協定締結の有無	災害協定の締結 有	0.5
			災害協定の締結 無	0
	(c)地域貢献度(平成○年度、平成○年度)	○○市または△△県と除雪契約等を締結した実績の有無(過去2年間)	実績 有 (除雪機械・オペレーター共)	1
			実績 有 (オペレーターのみ)	0.5
		実績 無	0	

$$\text{評価値} = \{ \text{標準点} ( 100 \text{点} ) + \text{加算点} \} / \text{入札価格}$$

## 事例 兵庫県 市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、事故の有無、総合評価での履行義務違反の有無、工事成績、配置予定技術者の同種工事の経験、地元下請の活用等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

分類	評価項目	評価区分	配点	
企業の実績等 企業の施工能力等	過去2年間の〇〇市発注工事における事故の有無	SASに登録される事故を起こしていない。	0	
		SASに登録される事故を起こしている。	-1	
	品質・環境への取組	ISO9001, 14001 又はKEMS の認証を取得	2	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれかの認証を取得	1	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれも取得していない	0	
	〇〇市発注工事における工事成績評定	過去〇年間※1の工事成績評定の平均点	85点以上	4
			80点以上85点未満	3
			75点以上80点未満	2
			70点以上75点未満	1
			70点未満又は実績なし	0
		過去1年間の工事成績評定	60点未満を取得したことがない	0
	60点未満を取得したことがある		-2	
	過去2年間の〇〇市発注工事における総合評価での履行義務違反	履行義務違反がない	0	
		履行義務違反がある	-2	
	過去15年間の技術者の同種工事の従事経験	監理技術者、又は監理技術者資格を有する主任技術者・現場代理人として同種工事の実績あり	監理技術者資格を有する担当技術者として同種工事の実績あり	1
			実績なし	0
			85点以上	2
		過去〇年間の〇〇市発注工事における技術者の工事成績評定の最高点	80点以上85点未満	1
			80点未満、又は実績なし	0
	専門分野の資格※1	本工事の専門分野における資格を取得している	1	
本工事の専門分野における資格を取得していない		0		
過去1年間の継続学習(CPD)制度の取組状況※1	資格登録する団体のCPD 制度において、推奨単位以上を取得している	1		
	資格登録する団体のCPD 制度において、推奨単位の取得していない	0		
地元下請率	1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が90%以上	1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%以上90%未満	1	
		1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%未満	0	
		神戸市と災害協定を締結している	1	
	災害活動等への取組	神戸市と災害協定を締結していない	0	

※1: 工事により要求しない場合有り

$$\text{評価値} = \{ \text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点} \} / \text{入札価格} \times 10$$

(小数点第4位切り捨て)



## 事例 兵庫県 市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、配置予定技術者の同種工事の経験、雇用対策等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

評価種別		評価項目	評価基準	配点		
企業の技術力	(※1) 過去10年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	選択※	1	0	
		同種工事の施工実績がない				
	(※2) 過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	選択※	0	-1	-2
		75点以上80点未満				
		65点以上75点未満及び該当成績なし				
		55点以上65点未満				
		55点未満				
	配置予定技術者の技術力	過去5年間の同種工事の施工経験	同種工事の施工経験がある	必須	1	0
			同種工事の施工経験がない			
		(※3) 取得資格	監理技術者の資格を有する	選択※	1	0
上記以外						
企業の社会性・信頼性	(※4) 災害時等の地域貢献(災害協定等)	締結がある	選択※	1	0	
		締結していない				
	ISO14001 又は エコアクション21 の認証取得	取得あり	必須	1	0	
		取得なし				
	ISO9001 の認証取得	取得あり	必須	1	0	
		取得なし				
	雇用対策(身体障害者雇用等)	雇用している	必須	1	0	
		雇用していない				
	(※5) 主たる営業所の所在地 (本店・本社所在地が〇〇市)	該当する	選択※	1	0	
		該当しない				
合計					4~10	

※ 工事の特性を踏まえて評価項目の採用を判断する。

※1 入札参加資格において同種工事の施工実績を求める入札については、選択しない。

※2 入札参加資格において工事成績表定点を規定している入札については、選択しない。

※3 入札参加資格において配置予定技術者の資格を定めている入札については、選択しない。

※4 入札参加資格を市内業者に限定している場合は、選択しない。

※5 入札参加資格を市内業者に限定している場合は、選択しない。

$$\text{評価値} = \{ \text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点} \} / \text{入札価格} \times 10$$

$$\text{加算点} = (10 \div \text{評価項目の満点}) \times \text{評価点の合計}$$

【事例 参考】近畿地方整備局での「施工能力評価型」の評価項目と評価項目別配点

分類	評価項目	配点	加算点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	2点	20点
	過去4ヶ年の同工種の工事成績平均点	3点	
	工事表彰	2点	
	新技術の活用	1点	
	情報化施工の活用(一般化技術)	-	
	情報化施工の活用(実用化検討技術)	1点	
	技能者等の配置	4点	
	ISO認定	1点	
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(2点)	
	地域内工事の実績	2点	
	災害協定の締結	1点	
	建設業BCPの認定	1点	
	災害活動に対する表彰	2点	
配置予定技術者の能力等	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験	4点	20点
	同種性の高い施工経験	4点	
	過去8ヶ年の同種工事の工事成績	6点	
	技術者表彰	4点	
	継続学習CPD	2点	
	舗装施工管理技術資格(As工事の場合)	(2点)	

「簡易型」から「施工能力評価型」への変更に伴い、企業の施工能力等及び配置予定技術者の能力等における評価内容を見直しました。

評価項目毎の積み上げ点数の合計値が配点割合における最大値となるよう、配点を設定(例:企業の施工能力 MAX 20点<簡易型> 20点)

企業の工事成績において、工事実績の有無により評価が大きく左右されていることから、評価期間を過去2年間から過去4年間に拡大

表彰企業がある企業への受注集中を緩和することを念頭した配点

同種性の高い工事実績は、過去の施工実績として、当該工事と同規模以上又は同等の施工条件での実績等の評価

配置予定技術者の工事成績の評価期間は過去8年間を対象に評価

ボランティア活動については評価対象外とした

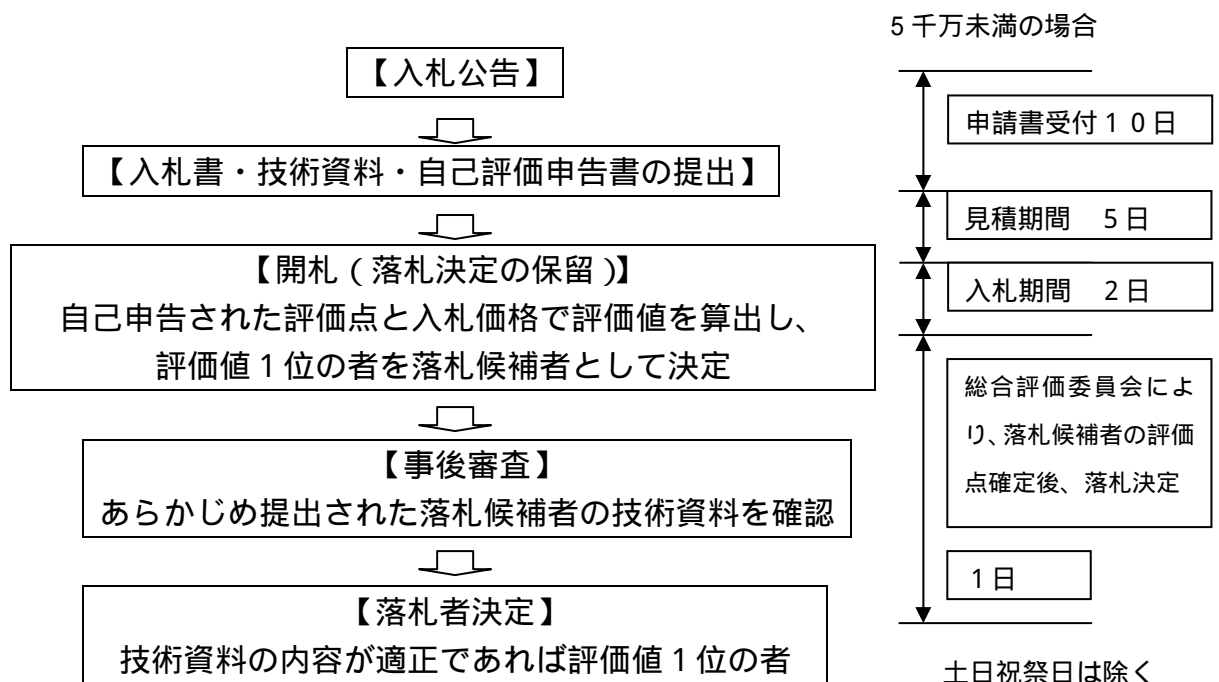
## 事後審査型の活用事例

・市町村によっては、公共工事発注のための体制が十分整備されていない実態もあり、特別簡易型等において事後審査型を活用することで発注者の事務負担を軽減することができます。合わせて入札参加者の事務負担にもつながる場合もあります。

あらかじめ入札参加者から自己申告された評価点と入札価格で評価値を算出し、評価値1位となった落札候補者のみ申請された内容の確認を行い、適正であれば落札者決定となります。

### 事例 県

入札書提出時に自己評価申告書と技術資料を同時に提出する場合  
(発注者の事務負担を軽減することができます)



技術資料の内容が適正でなかった場合は、評価値2位の者を落札候補者として事後審査します。

入札参加資格を有する者が確認できるまで繰り返します。

技術資料の内容が適正でなかった場合、改めて次順位の技術資料を確認するため、落札者決定に時間を要する場合があります。

(〇〇番 様式例)

### 特別簡易型 評価点自己申告表

**<重要>**

この様式は、誓約書とあわせて「電子入札システム」により提出してください。  
同時に提出されなかった場合は無効となります。また、提出後の再提出は認めません。

工事名：平成24年度第●号 ●●線道路改築工事

商号または名称：●●建設株式会社

評価の視点	評価項目	自己申告点	備考
企業の施工能力	① 主観点数	2.0	
	② 企業の施工実績	1.0	
技術者の能力	③ 配置予定技術者CPD	1.5	※ 次ページに会社 名と併せて、合計で 一番高い点数を記入 する。
	④ 配置予定技術者の実績		
	⑤ 配置予定技術者の資格		
企業の地域性・社会性	⑥ 防災協定の締結および重機保有	1.0	
	⑦ 防災防への加入および活動実績	0.5	
	⑧ 主たる営業所の有無	1.0	
	⑨ 除雪作業等	1.0	
	⑩ その他発注機関による独自設定項目	0.5	
	⑪ 無産材の使用	0.5	
自己申告点 合計		9.0	

**<作成上の注意事項>**

- ・上記③④⑤（評価の視点「技術者の能力」）については、次ページに必要事項を入力してください。
- ・上記の評価点自己申告表には、その中で一番低い点数を入力してください。
- ・様式中の赤字による記載は記入例です。申請内容を適宜記入の上、提出してください。

●「技術者の能力」について

※配置予定技術者 1

技術者 1	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	1.0	※ 実績（経歴）あり場合は、下記に工事名を記入 平成●年度第●号 ●●工事
	④		
	⑤ 配置予定技術者の資格	0.5	
氏名：●●●●		2.5	

※配置予定技術者 2

技術者 2	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	1.0	※ 実績（経歴）あり場合は、下記に工事名を記入 平成▲年度第▲号 ▲▲工事
	④		
	⑤ 配置予定技術者の資格	0.0	
氏名：▲▲▲▲		2.0	

※配置予定技術者 3

技術者 3	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	0.0	※ 実績（経歴）あり場合は、下記に工事名を記入
	④		
	⑤ 配置予定技術者の資格	0.5	
氏名：■●●■		1.5	

※配置予定技術者 4

技術者 4	③ 配置予定技術者CPD		
	配置予定技術者の実績		※ 実績（経歴）あり場合は、下記に工事名を記入
	④		
	⑤ 配置予定技術者の資格		
氏名：		0.0	

※配置予定技術者 5

技術者 5	③ 配置予定技術者CPD		
	配置予定技術者の実績		※ 実績（経歴）あり場合は、下記に工事名を記入
	④		
	⑤ 配置予定技術者の資格		
氏名：		0.0	

<作成上の注意事項>

- ・6人以上を申請する場合は適宜追加してください。

自己申告点は、入札説明書に定められた評価項目、評価点に従い記入します。

【参考に入札説明書に記載の評価基準を示しますが、説明文は省略しています】

**特別簡易型**

**入札説明書（別紙-1）**

工事名：平成24年度 第〇〇号 〇〇工事

**(1) 主観点数 (3.0点)**

平成24年度競争入札参加資格審査結果にもとづく該当業種の主観点数により評価を行い、主観点数に応じた下表の区分による評価点を加算点とします。

区分 (該当業種の主観点数)	評価点
55点未満	0
55点以上 70点未満	0.5
70点以上 85点未満	1.0
85点以上 100点未満	1.5
100点以上 115点未満	2.0
115点以上 130点未満	2.5
130点以上	3.0

(参考) 自身の主観点数の確認方法について  
自身の各登録業種における「主観点数」については、本票HPに掲載していますので、参考にしてください。

**(2) 企業の施工実績 (1.0点)**

区分 (企業の施工実績)	評価点
同種工事の施工実績 なし	0
同種工事の施工実績 あり	1.0

**(3) 配置予定技術者CPD (1.0点)**

区分 (配置予定技術者CPDの単位数)	評価点
各団体の推薦単位数以上の証明なし	0
各団体の推薦単位数以上の証明あり (必要な水準)	0.5
各団体の推薦単位数以上の証明あり (望ましい水準)	1.0

団体名	評価対象	評価点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	2.0単位/年 4.0単位/2年 1.0.0単位/5年	0.5点
	望ましい水準	3.0単位/年 6.0単位/2年 1.5.0単位/5年	

**(4) 配置予定技術者の実績 (1.0点)**

区分 (配置予定技術者の従事経験の有無)	評価点
配置予定技術者の従事経験 なし	0.0
配置予定技術者の従事経験 あり	1.0

**(5) 配置予定技術者の資格 (0.5点)**

区分 (配置予定技術者の資格)	評価点
配置予定技術者が建設施工管理技師等(1級)の有資格者でない	0.0
配置予定技術者が建設施工管理技師等(1級)の有資格者である	0.5

・町営工事が「土木一式工事」「建築一式工事」「電気設備工事」「給排水設備工事」「造園工事」の場合は削除する。

**(6) 防災協定の締結および重機保有 (1.0点)**

区分 (防災協定の締結および重機保有)	評価点	
前との防災協定の締結 なし	0	
前との防災協定の締結 あり	重機の自社保有 なし	0.3
	重機の自社保有 1機種	0.5
	重機の自社保有 2機種	0.7
重機の自社保有 3機種	1.0	

**(7) 建築防への加入および活動実績 (0.5点)**

区分 (建築防への加入および活動実績)	評価点	
建築防への加入 なし	0	
建築防への加入 あり	建築防での活動実績 なし	0.2
	建築防での活動実績 あり	0.5

**(8) 主たる営業所の有無 (1.0点)**

区分 (主たる営業所の有無)	評価点
「主たる営業所 (本社・本店)」が受注土木事務所の 管外	0
「主たる営業所 (本社・本店)」が受注土木事務所の 管内	1.0

**(9) 除雪作業等 (1.0点)**

区分 (除雪作業等の契約締結の有無)	評価点
除雪作業等の契約締結なし	0
区との除雪作業等の契約締結あり	0.5
都または市町との除雪作業等の契約締結あり	1.0

**(10) その他、発注者による独自設定項目**

●●●

区分 (その他、発注者による独自設定項目)	評価点
評価項目に対して 評価できない場合	0
評価項目に対して 評価できる場合	0.5

**(11) 県産材の使用 (0.5点)**

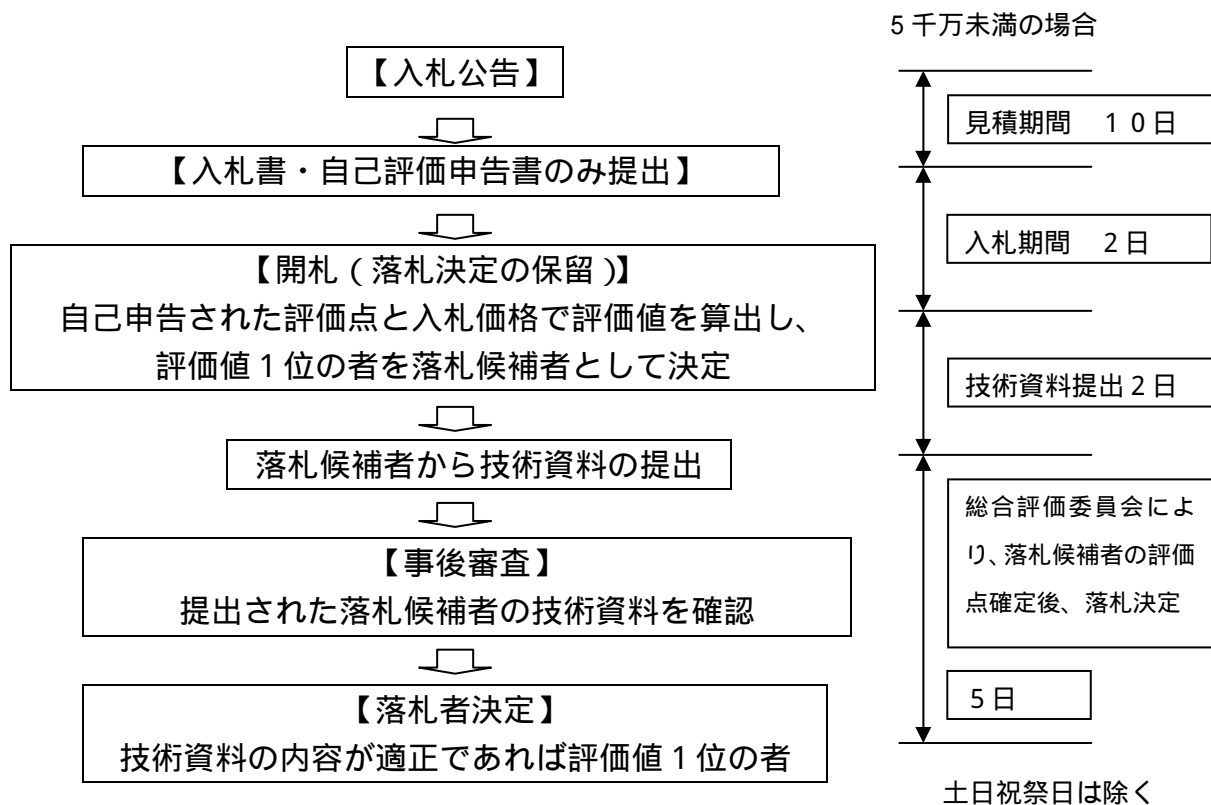
区分 (県産材の使用)	評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 あり	0.5

その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技師士会、土木学会、都市計画学会など)	必要な水準	3.0単位/年 6.0単位/2年 (1.5.0単位/5年)	0.5点
	望ましい水準	4.0単位/年 8.0単位/2年 (2.0.0単位/5年)	
建設系 CPD 運営会議加入団体	必要な水準	6.0単位/年 12.0単位/2年	1.0点
	望ましい水準	9.0単位/年 18.0単位/2年	

※CPD: Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学会等において学習履歴を証明している。

## 事例 県

入札書提出時に自己評価申告書のみを提出する場合  
(発注者及び入札参加者の事務負担を軽減することができます)



技術資料の内容が適正でなかった場合は、評価値2位の者を落札候補者として事後審査します。

入札参加資格を有する者が確認できるまで繰り返します。

技術資料の内容が適正でなかった場合、改めて次順位の技術資料を確認するため、落札者決定に時間を要する場合があります。



自己申告点は、入札説明書に定められた評価項目、評価点に従い記入します。

【自己評価申請書に記入する際の評価基準表】

「土木一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
6・0点	(B) 企業の技術力	(a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.5 1.0
		(b) 工事成績 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度および平成〇〇年度〕	〇〇県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	上記以外 8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-7.0) × 0.3 + 0.5 7.0点未満	0.0 3.5 0.5～3.2 0.0
	(c) 優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇〇年度表彰〕	過去2年間に〇〇県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0	
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
	(C) 配置予定技術者の技術力	(a) 同種工事の施工経験の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去10年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.5 1.0
(b) 配置予定技術者の保有する資格		配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0	
(c) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年度表彰、平成〇〇年度表彰〕		過去2年間に〇〇県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0	
(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況		(注) 全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数 〔標準ユニット数〕 1年間で2.0ユニット以上 2年間で4.0ユニット以上 5年間で10.0ユニット以上のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している 推奨ユニット数の平均以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0	
6・0点	(D) (a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり （〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり） 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり （〇〇県内に主たる営業所あり） 上記以外	2.5 1.0 0.0	
		(b) 社会貢献度	① 防犯防炎への取組 ② 県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	取組あり 取組なし 災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	0.5 0.0 1.0 0.0
	(c) 地域貢献度 〔平成〇年度または平成〇〇年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0	
	(d) 県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0	
	(e) 県産品の活用	使用資材の〇〇県産品活用 （〇〇県内で生産された資材を含む）	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。 上記以外	0.5 0.0	
	満点			技術提案を求める標準型 技術提案を求めない簡易型	30.0 15.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。  
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。  
3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。  
4. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。



## 別紙3

国地契第3号  
国官技第7号  
国港総第6号  
国港技第1号  
国営管第12号  
国営計第3号  
国北予第2号  
平成25年4月8日

大臣官房官庁営繕部	各課長
各地方整備局	総務部長
	企画部長
	営繕部長
	港湾空港部長
北海道開発局	事業振興部長
	営繕部長 　あて

### 国土交通省

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
北海道局予算課長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成25年度公共工事設計労務単価について」（平成25年3月29日付け国土建労第40号、国港技第126号）により「平成25年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、労務単価が平成24年度公共工事設計労務単価（「平成24年度公共工事設計労務単価について」（平成24年3月26日付け国土建整第172号、国港技第140号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で15.1

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 第一. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第55条及び「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第57条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

### 第二. 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

### 第三. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

### 第四. その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

国土入企第1号  
平成25年4月8日

各都道府県知事 殿  
(市町村担当課、契約担当課扱い)  
各政令指定都市市長 殿  
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号）1において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

別添 2

国土入企第 2 号  
平成 2 5 年 4 月 8 日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

平成 2 5 年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成 2 5 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、平成 2 4 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成 2 5 年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添 1 のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添 2 のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け国土入第 3 8 号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方お願いする。

## 技能労働者の適切な賃金水準の確保等に関する決議

日建連は、技能労働者への適切な賃金水準の確保に関する国土交通省からの異例の要請を受け、去る四月二十五日開催の理事会において、適切な価格での下請け契約の締結に関する取組みを決定し、同日の定時総会に報告したうえで、技能労働者の適切な賃金水準の確保の実現に向け、その徹底を会員各社に要請した。

今般、適切な水準の労務賃金の確保をはじめ、重層下請け構造の改善にも踏み込んだ総合的な取組みの具体的内容を定めた労務賃金改善等推進要綱を決定したところである。

これら一連の対応は、技能労働者の賃金水準の著しい低下が新規入職者の減少と高齢化を招き、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている、という危機意識の下で、公共工事設計労務単価の引き上げを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない、との強い決意に基づくものである。

当支部はこの危機意識と強い決意を共有するものであり、労務賃金改善等推進要綱に基づき、適切な労務賃金支払いについての下請企業に対する要請、労務賃金の状況調査等について支部会員各社に的確な実施を求め、また併せて関係方面への必要な要請を行うなど、建設工事の実務を担う立場から、技能労働者の処遇改善に向けた取組みを強力に推進することを、ここに決議する。

平成二十五年七月二十九日

# 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて ～

国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

**TEL. 0570-004976**

マルマルヨクナロウ

受付時間／10:00-12:00 13:30-17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**国 土 交 通 省**  
**建 設 業 法 令 遵 守 推 進 本 部**

# 「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」では、主に国土交通大臣許可業者が関連する、以下の情報を受け付けてさせていただきます。

## ●今回の公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

### ◆取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報の例

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押し付け、その額で下請契約を締結した。
- ・元請負人と下請負人間で、労務単価の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後元請負人が労務単価を一方向的に決定した。

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、ウェブ検索で国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

## ●その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態について、関連する情報をお寄せ下さい。

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収をするかどうかの判断をします。下記に示すような、できる限り詳細な情報提供をお願いします。

◆情報を提供される方の氏名、住所

※情報を提供された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に「建設業法令遵守推進本部」に提出等のご協力を願います。

また、いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承願います。

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への通話料は、発信者の負担となります。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

E-mail : [shinromutanka-fsd@mlit.go.jp](mailto:shinromutanka-fsd@mlit.go.jp)

<公共工事設計労務単価・公共事業労務調査の方法や内容等の問い合わせ先は、ホームページをご覧ください。>

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)